

こくみんなんきん



CONTENTS

年金制度改正のポイント	2
国民年金に加入する方	4
保険料の納付	6
保険料の納付が困難なときは	8
在外邦人と在日外国人	12
公的年金から受けられる年金	13
年をとったときの年金は 老齢基礎年金	14
障害が残ったときの年金は 障害基礎年金	18
特別障害給付金制度	19
遺族になったときの年金は 遺族基礎年金	20
第1号被保険者の独自の給付	21
年金生活者支援給付金制度	21
老齢厚生年金	22
在職老齢年金	24
加給年金額と振替加算	25
障害厚生年金	26
遺族厚生年金	27
年金の併給調整	29
第3号被保険者と届出	30
こんなときには、こんな手続きを	31
年金のお問い合わせ・ご相談は	32

令和8年度版

横浜市

年金制度改正のポイント

6頁

令和8年度の第1号被保険者の保険料は1か月17,920円

対象となる方 第1号被保険者の方や国民年金に任意加入している方

国民年金保険料は、毎年段階的に引き上げられてきましたが、平成29年度に上限(平成16年度価格で16,900円)に達し、引き上げが完了しました。その上で、平成31年4月から、次世代育成支援のため産前産後期間の保険料免除制度が施行されたことに伴い、令和元年度分より保険料が月額100円引き上げられました。

※実際の保険料額は、平成16年度価格(令和元年度から17,000円)に賃金・物価の変動により定められた保険料改定率を乗じて定められます。

●平成17年度以降の保険料額

年 度	保 険 料 月 額
平成17年度	13,580円
平成18年度	13,860円
平成19年度	14,100円
平成20年度	14,410円
平成21年度	14,660円
平成22年度	15,100円
平成23年度	15,020円
平成24年度	14,980円
平成25年度	15,040円
平成26年度	15,250円
平成27年度	15,590円
平成28年度	16,260円

年 度	保 険 料 月 額
平成29年度	16,490円
平成30年度	16,340円
令和元年度	16,410円
令和2年度	16,540円
令和3年度	16,610円
令和4年度	16,590円
令和5年度	16,520円
令和6年度	16,980円
令和7年度	17,510円
令和8年度	17,920円
令和9年度	18,290円

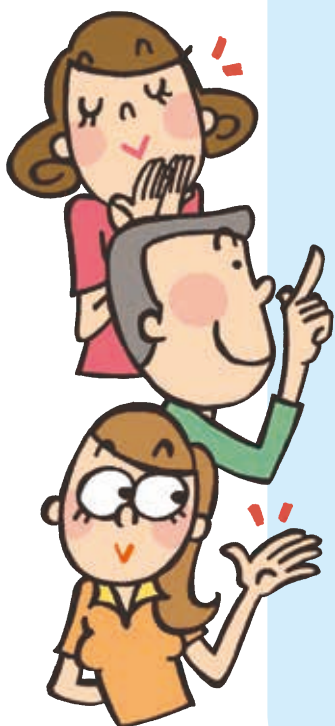
令和8年10月から 国民年金第1号被保険者の育児期間保険料免除制度

対象となる方 国民年金第1号被保険者で
1歳未満の子を養育している方(父母、養父母)

- 所得に関係なく国民年金保険料が免除されます。
- 免除を承認された期間は保険料納付済期間として扱われます。

届出方法や手続きに必要なものなどは、10月以降に区役所国民年金係または年金事務所にお問い合わせいただくか、日本年金機構ホームページでご確認ください。

さらに手厚く



国民年金で電子申請が可能な手続き

お問い合わせは
年金事務所へ

対象となる方 国民年金に加入している方、国民年金に加入される方

電子申請はマイナポータルを利用しいつでもどこでも手続きができ、郵送の手間や、窓口に行く時間が解消されます。詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

● 電子申請が可能な国民年金の手続き

- ・ 国民年金第1号被保険者 資格取得(種別変更)の届出
- ・ 国民年金付加保険料納付(辞退)の申出
- ・ 国民年金付加保険料納付該当(非該当)の届出
- ・ 国民年金保険料 産前産後免除の届出
- ・ 国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ・ 国民年金保険料 学生納付特例の申請
- ・ □座振替納付(変更)申出 兼 還付金振込方法(変更)申出
- ・ □座振替辞退申出

国民年金 電子申請



検索

対象となる方 老齢年金の請求をされる方

日本年金機構から受給開始年齢前に送られる年金請求書とともに電子申請が可能な方はリーフレットが同封されます(次のすべての条件を満たす方)。

(注)特別支給の老齢厚生年金の未請求の65歳到達者、66歳以降に老齢年金の受給権が発生する方を除く

- ① 未統合記録、未加入期間、共済組合加入記録がないこと。
- ② 保険料納付済期間及び免除期間の合計が25年以上であること。
- ③ 他の年金の受給がないこと。
※65歳到達者で寡婦年金または遺族厚生年金受給者を除く。
- ④ 単身者または配偶者(内縁関係を除く)・子と同一住所・同一世帯であること。
- ⑤ 同一住所・同一世帯の配偶者・子の前年所得が655.5万円未満であること。

また、電子申請の利用条件には、年金の振込先に公金受取口座を指定することや繰上げ・繰下げ請求を希望していないことなどが条件となります。

詳しくは、日本年金機構ホームページでご確認ください。



これから安心して

国民年金に加入する方

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての方が加入しなければならない年金制度です。

公的年金制度は、基礎年金をベースに2階建て

加入者は職業などによって3つのグループに分かれており、それぞれ加入手続きや保険料

厚生年金

会社員



公務員など



国民年金基金

希望により加入できます。(7頁参照)



第1号被保険者

自営業者・学生など

自営業・自由業・農林漁業・学生・無職の方などで
20歳以上60歳未満の方
第2号、第3号被保険者以外の方です。



(注) 日本国籍を有しない20歳以上60歳未満で、在留資格が「特定活動(医療滞在)」や「特定活動(観光等を目的とするロングステイ)」で滞在する方は、第1号被保険者とはなりません。

第2号被保険者

会社員・公務員など

厚生年金に加入している会社員や公務員など
ただし、65歳以上で、老齢(退職)年金などの
受給権のある方は除く。
海外に居住していても加入できます。



あなたはどのタイプ?

加入手続き

保険料の納め方

区役所で加入手続きを行います

※マイナポータルからも手続きを行うことができます。(3頁参照)

勤務先で加入手続きを行います

厚生年金保険料として給料から
天引きされますので、それとは別に国民年金保険料を
納めることはありません。

自分で納めます。(6・7頁参照)

保険料の納付が困難な場合には、

保険料免除制度などがあります。(8～11頁参照)

任意加入被保険者 上の3つの被保険者以外に申出した日から国民年金の被保険者となることができる方

- 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方(年金額を満額に近づけたい方や受給資格期間が足りない方)
 - 日本人で海外に居住している20歳以上65歳未満の方(12頁参照)
 - 日本国内に住所がある方または日本人で海外に居住している方で次の要件をすべて満たす場合に限ります。
 - 昭和50年4月1日以前生まれの方
 - 65歳以上70歳未満の方
 - 受給資格期間が10年に満たない方(ただし、加入できるのは受給資格期間を確保できる月までです。)
- (注) 日本国籍を有しない方で、在留資格が「特定活動(医療滞在)」や「特定活動(観光等を目的とするロングステイ)」で滞在する方は、加入することができません。

加入
手続き

区役所で加入手続きをします

※申出した日からの加入となり、遡っての加入はできません。

保険料
の
納め方

日本国内に住所がある60歳以上の方の保険料の納め方は、原則、口座振替となります。
詳しくは、区役所国民年金係へお問い合わせください。(32頁参照)

(注) 保険料免除制度、納付猶予制度、学生納付特例制度は適用されません。

の納付方法が異なります。

2階部分

勤務先を通じて加入する年金です。年金額も基礎年金に上乗せされます。

1階部分

職業や性別に関係なく20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。年金のベースになっている部分です。

第3号被保険者

会社員・公務員に扶養されている妻(夫)

原則、日本国内に住所があり、第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の方ただし海外に居住していても第3号被保険者として認められる場合があります。



(注)日本国籍を有しない20歳以上60歳未満で、在留資格が「特定活動(医療滞在)」や「特定活動(観光等を目的とするロングステイ)」で滞在用する方は、第3号被保険者とはなりません。

夫(妻)の勤務先で加入手続きを行います

※届け忘れの第3号被保険者期間があれば年金事務所へ届出をしてください。承認された期間は「保険料納付済期間」となります。

保険料の負担はなく

夫(妻)の給料からも個別に天引きされません。

夫(妻)の加入する厚生年金制度全体で負担します。



ねんきん INFORMATION

国民年金の特長

国民年金と個人年金・貯蓄との違い

国民年金には個人年金や貯蓄と比べて下記のようなメリットがあります。

	国民年金	個人年金	貯蓄
税法上の優遇 (保険料控除)	限度額なし	限度額あり (所得税 4万円 住民税 2.8万円)	なし (普通預金)
免除制度	あり	なし※	なし
税金等の補助 (国庫負担)	あり	なし	なし
物価スライド制等の導入	あり	なし※	なし

※契約によって対応しているものもあります。

老後は、ずっと年金が支給されます!

男女とも平均寿命が延びています。

今後も医療技術の進歩などにより、さらに延びることが予想され、年齢を重ねていくにつれ生活費の不安も大きくなります。

国民年金には、老後の生活費の基礎となり、長生きしても生涯支給される「老齢基礎年金」があります。(終身保障)

・老齢基礎年金……14頁参照

老後の年金だけではありません!

国民年金という「老齢基礎年金」のことを思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。

国民年金は老後だけでなく、不測の事態にも対応しています。

加入者に病気やけがで一定程度以上の障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡した場合は、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

万が一のとき本人だけでなく、ご家族の方も保障が受けられます。

・障害基礎年金……18頁参照

・遺族基礎年金……20頁参照

保険料の納付

保険料は20歳から60歳になるまでの40年間
納めなければなりません。
毎月の保険料は翌月末日(納付期限)までに納めることになっています。
納付期限を守って納めましょう！

第1号被保険者と任意加入被保険者の保険料額

保険料は、収入や年齢などに関係なく一定の額を加入した月から納めることになっています。

- ・定額保険料(令和8年度) 1か月 17,920円 ・付加保険料(希望する方) 1か月 400円……(7頁参照)
- (令和9年度は1か月18,290円です。)

※保険料は全額、社会保険料控除の対象となりますので、領収書は大切に保管してください。

確定申告や年末調整の際には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」または領収書の添付が義務づけられています。

なお、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の電子データを、マイナポータルの「お知らせ」から受け取ることができます。

詳しくは、日本年金機構のホームページをご確認ください。

お問い合わせは
年金事務所へ

保険料の納め方

納付書(現金)で納付

毎月の保険料は翌月末日までに納めます。

日本年金機構から送付される納付書で、全国の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、農協、漁協、信用組合、信用金庫、労働金庫、コンビニエンスストアなどで納めることができます。
※利用できるコンビニエンスストアは、納付書の裏面に記載されています。

口座振替で納付

お申出は、振替開始希望月の前々月までに。

口座振替なら、ご希望の口座から自動的に引き落とされ、納付のたびに金融機関などに行く必要がなく大変便利です。

希望される場合は、金融機関または年金事務所へお申出ください。マイナポータルからも電子申請ができます。

ご持参いただくもの

- ①基礎年金番号通知書、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、納付書等)
- ②預貯金通帳またはキャッシュカード
- ③預貯金通帳届出印



クレジットカードで納付

希望される場合は、年金事務所へお申出ください。

電子納付

自宅から、インターネットなどを利用して、保険料を納付することもできます。電子納付には次の方法があります。

- ・インターネットバンキング
- ・モバイルバンキング
- ・Pay-easy表示のあるATM
- ・テレフォンバンキング



契約方法などについては、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

スマートフォン決済アプリで納付

納付書のバーコードを、スマートフォン決済アプリで読み取ることによって、電子決済ができます。スマートフォン決済の利用には納付書と対応する決済アプリが必要となります。



ねんきん INFORMATION

保険料の納め忘れがあると、
支給される年金額がどのくらい減額されるかご存知ですか？

●令和8年度の額で計算すると…

6か月保険料の
納め忘れがあると

1年間で約1万円

生涯、年金が
減額されます。

1年間保険料の
納め忘れがあると

1年間で約2万円

生涯、年金が
減額されます。

2年間保険料の
納め忘れがあると

1年間で約4万円

生涯、年金が
減額されます。

しまった!と思われた方は、
納付書をご覧ください。

保険料は納付期限を過ぎても一定の期間はさかの
ばって納付することができます。未納期間を確認し
たい場合や納付書の再発行を申し出る場合は年金事
務所へお問い合わせください。

前納制度

一定期間の保険料を前払い(前納)すると割引されてお得です。

口座振替にするとさらに割引されます。



●割引額(令和8年度)

納付方法		年間の納付保険料	毎月納付(現金)と比較した割引額
口座振替	2年前納(4月分～翌々年3月分)	417,150円 (2年度分)	17,370円 (2年度分)
	1年前納(4月分～翌年3月分)	210,530円	4,510円
	6か月前納(4月分～9月分・10月分～翌年3月分)	212,600円 (106,300円×2期)	2,440円 (1,220円×2期)
	早割(当月末日振替)	214,320円 (17,860円×12月)	720円 (60円×12月)
	毎月振替(翌月末日振替)	215,040円 (17,920円×12月)	—
現金(納付書)	2年前納(4月分～翌々年3月分)	418,510円 (2年度分)	16,010円 (2年度分)
	1年前納(4月分～翌年3月分)	211,220円	3,820円
	6か月前納(4月分～9月分・10月分～翌年3月分)	213,300円 (106,650円×2期)	1,740円 (870円×2期)
	毎月納付	215,040円 (17,920円×12月)	—

※現金(納付書)とクレジットカードには早割はありません。

●納付期限

前納の種類	納付期限
2年前納(4月分～翌々年3月分)	4月末日
1年前納(4月分～翌年3月分)	4月末日
6か月前納 ・4月分～9月分 ・10月分～翌年3月分	4月末日 10月末日

(注)納付書(現金)で納付の場合は、上記期間以外の各月から年度末または翌年度末まで前納できる場合もあります。また、口座振替・クレジットカード納付での前納についても年度の途中からまとめて振替(立替)できるようになりました。

令和7年1月から、口座振替・クレジットカード納付に「2年前納(4月開始)」が追加されました。

(注)振替日が土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日、1月2日および1月3日)などに当たるときは、翌月最初の金融機関等の営業日が振替日となります。

※詳しくは年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)

納め忘れた国民年金保険料は納付書がなくてもねんきんネットで納付できます

納付可能な保険料は前月分以前の国民年金保険料です。(ただし、一定の条件に該当した場合に納付できない場合があります。)詳しくは日本年金機構のホームページをご確認ください。



ねんきん INFORMATION

年金額を増やしたい方へ

下記のどちらかの方法で増やすことができます

①付加保険料(1か月400円)を納めて年金を増やす!

お申し込みは区役所国民年金係へ

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)の方は、申出した月から納付することができます。

定額保険料の他に付加保険料(400円)をプラスして納めると、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給されます。

※納め忘れの付加保険料は納付期限(翌月末日)を過ぎても2年以内であれば納めることができます。

付加年金(年間受取額)の計算式

200円×付加保険料納付月数

例 付加保険料を10年間納めた場合

納めた付加保険料の総額

400円×10年(120月)=48,000円

1年間に支給される付加年金額

200円×10年(120月)=24,000円(年額)

※支給される付加年金額は、定額のため物価の変動などによってスライド(増額・減額)はしません。

付加保険料のお問い合わせは区役所国民年金係へ(32頁参照)

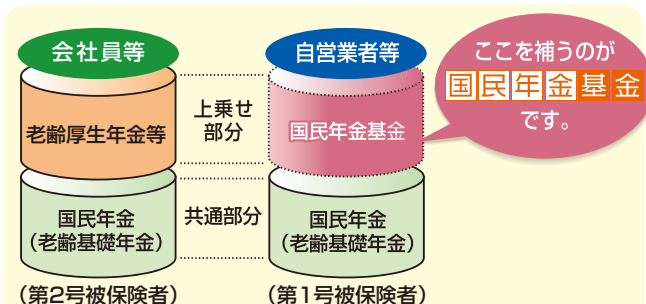
②国民年金基金で増やす!

お申し込みは全国国民年金基金へ

国民年金に加入している自営業者などの方は、厚生年金に加入している会社員などと異なり、将来支給される年金は老齢基礎年金のみとなります。

そのため、老齢基礎年金に上乗せできるように、公的な年金制度として国民年金基金があります。

※日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方や在外邦人(海外居住者)で国民年金に任意加入している20歳以上65歳未満の方も加入できます。



(注)国民年金基金は付加年金を代行していますので、付加保険料を納めていた方は、基金に加入すると付加保険料は納められなくなります。

国民年金基金のお問い合わせ・資料の請求は

全国国民年金基金

☎ 0120-65-4192

☎ 050-3665-0206

・ホームページ <https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

保険料の納付が困難なときは

申請日より、原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。

申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合があります。お早めに手続きをしてください。

申請手続きは毎年必要です(継続承認を除く)。忘れずに！

※マイナポータルからも手続きを行うことができます。(3頁参照)

自営業、無職などの方は

「保険料免除制度」の手続きを！

申請免除

所得に応じて「全額免除」、「4分の1納付(4分の3免除)」、「半額納付(半額免除)」、「4分の3納付(4分の1免除)」があります。

保険料を納めることが困難なときは、区役所国民年金係や年金事務所に申請し、日本年金機構で審査を受け、承認されると、その期間の保険料の全額もしくは一部の納付が免除されます。

保険料の納付期限から2年を経過していない期間はさかのぼって申請できますが、7月から翌年6月までを1年度とし審査するため、その年度ごとに申請書の提出が必要となります。
※原則、保険料未納月が審査対象となります。

保険料免除の対象となる方

「申請者本人」、「申請者の配偶者」、「世帯主」のそれぞれが次のいずれかに該当する方

①所得が一定基準以下の方

申請する年度の前年所得が定められた基準に該当することが必要です。

申請免除の対象となる所得のめやす

扶養人数	全額免除	4分の1納付	半額納付	4分の3納付
3人扶養 (夫婦・子2人)	172万円	240万円	292万円	345万円
1人扶養 (夫婦のみ)	102万円	152万円	205万円	257万円
扶養なし	67万円	103万円	151万円	199万円

※この額は、世帯の状況や各種控除等により異なります。

②地方税法に定める障害者、寡婦またはひとり親であって申請する年度の前年所得が135万円以下の方

③失業、天災などにあったことが確認できる方

④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

法定免除

障害基礎年金(または障害厚生年金・障害共済年金)の1級・2級を受けているときや生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料の全額が免除されます。

平成26年4月からは、法定免除に該当する場合でも、本人が納付申出を行えば、通常どおり保険料を納めることができました。

詳しくは区役所国民年金係または年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)

⑤特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給を受けている方(本人申請の場合は、配偶者や世帯主の所得要件は問われません。)

(注)学生納付特例の対象となる方は、「申請免除」の申請はできません。

承認後に納付が必要となる保険料

4分の3免除、半額免除、4分の1免除の承認を受けた場合は、下表の保険料を納めないで未納扱いとなります。

免 除	承認期間中に納付する保険料
全 額 免 除	0円
4分の1納付(4分の3免除)	4,480円
半 額 納 付(半 額 免 除)	8,960円
4分の3納付(4分の1免除)	13,440円

(令和8年度の月額)



継続申請も可能です

現年度分の免除申請時に翌年度以降の継続を「希望しない」申出をせず、全額免除が承認(注)された方は翌年度の申請書の提出が不要です。(同一区分審査のみ)

(注)失業や天災などを理由として承認を受けた場合や4分の3、半額、4分の1免除の承認を受けた場合は、翌年度も申請が必要です。

※全額免除の承認を受け、翌年度以降も継続審査を希望した方が、配偶者の状況について変更(婚姻、離婚等)があった場合には、事実発生日から14日以内に管轄の年金事務所に届出が必要です。

申請日より、原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。

申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合があります。お早めに手続きをしてください。

申請手続きは毎年必要です(継続承認を除く)。忘れずに！

※マイナポータルからも手続きを行うことができます。(3頁参照)

世帯主の所得状況により保険料免除に該当しない50歳未満の方は

「納付猶予制度」の手続きを！

50歳未満の方に限り利用できる制度です。

保険料を納めることが困難なときは、区役所国民年金係や年金事務所に申請し、日本年金機構で審査を受け、承認されると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

保険料の納付期限から2年を経過していない期間はさかのぼって申請できますが、7月から翌年6月までを1年度として審査するため、その年度ごとに申請書の提出が必要となります。

※原則、保険料未納月が審査の対象となります。

納付猶予の対象となる方

申請者本人が50歳未満の方で、「申請者本人」、「申請者の配偶者」のそれぞれが次のいずれかに該当する方

①所得が一定基準以下の方

申請する年度の前年所得が定められた基準に該当することが必要です。

納付猶予の対象となる所得のめやす

扶 養 人 数	所 得
3人扶養(夫婦・子2人)	172万円
1人扶養(夫婦のみ)	102万円
扶 養 な し	67万円

※この額は、世帯の状況等により異なります。

②地方税法に定める障害者、寡婦またはひとり親であって申請する年度の前年所得が135万円以下の方

③失業、天災などにあったことが確認できる方

④生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

(注1)途中で50歳に到達する場合は、満50歳に到達する月の前月までとなります。

(注2)学生納付特例の対象となる方は、「納付猶予」の申請はできません。

継続申請もできます

現年度の納付猶予申請時に翌年度以降の継続を「希望しない」申出をせず、納付猶予が承認された方は、翌年度の申請書の提出が不要です。

なお、納付猶予が承認された方で、申請時に全額免除の審査を「希望しない」申出をしていなければ、「全額免除」が「納付猶予」よりも優先して審査されます。

(注1)失業や天災などを理由として承認を受けた場合は、翌年度も申請が必要です。

(注2)一部免除を希望する場合は、改めて「申請免除」の申請が必要です。

※納付猶予の承認を受け、翌年度以降も継続審査を希望した方が、配偶者の状況について変更(婚姻、離婚等)があった場合には、事実発生日から14日以内に管轄の年金事務所に届出が必要です。

申請免除、納付猶予の手続きに必要なもの

①マイナンバーカード※または基礎年金番号通知書、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、納付書等)

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されましたが、すでに交付されている通知カードで氏名・住所等の記載事項に変更がない場合は使用できます。

②本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

③失業を理由に申請する場合は次の書類のいずれか

- ◎雇用保険被保険者離職票(コピー可)
- ◎雇用保険受給資格者証(コピー可)
- ◎雇用保険受給資格通知(コピー可)
- ◎雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(コピー可)

◎雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書(コピー可)

◎総合支援資金貸付制度の貸し付けを受けた場合は「貸付決定通知書」および申請したときの添付書類(コピー可)など

※過去に同一の失業などの理由により失業した事実が確認できる書類を添付し免除等を申請したことがある方は、添付が不要場合があります。

※失業を理由として申請できるのは、失業日(退職日の翌日)の前月分からです。

※申請する年度の前年の所得等を証明する書類が必要になる場合があります。

※詳しくは区役所国民年金係または年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)

産前産後期間の保険料免除制度

国民年金第1号被保険者が出産を行った場合には、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間)の国民年金保険料が免除されます。ただし、保険料が免除されるのは平成31年4月以降の期間となり、免除された期間は、納付済期間として扱われます。

届出は、住民登録している区役所国民年金係で、出産予定日の6か月前からできます。

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます。(早産・死産・流産及び人工妊娠中絶を含む。)

詳しくは区役所国民年金係または年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)

申請日より、原則2年1か月前までさかのぼって申請できます。
申請が遅れると障害基礎年金等が受けられない場合があります。お早めに手続きをしてください。

申請手続きは毎年必要です。忘れずに！

※マイナポータルからも手続きを行うことができます。(3頁参照)

学生の方は

「学生納付特例制度」の手続きを！

在学期間中の保険料を社会人になってから納めることができる制度です。

学生で保険料を納めることが困難なときは、区役所国民年金係や年金事務所に申請し、日本年金機構で審査を受け、承認されると、その期間の保険料を社会人になってからなど後から納めることもできるようになります。

保険料の納付期限から2年を経過していない期間はさかのぼって申請できますが、4月から翌年3月までを1年度として審査するため、その年度ごとに申請書の提出が必要となります。

※原則、保険料未納月が審査対象となります。

学生納付特例の対象となる方

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校及び各種学校^(※1)、一部の海外大学の日本分校に在学する方^(※2)や、夜間・定時制課程や通信課程の方。

(※1) 各種学校の場合は、修業年限が1年以上の課程に在学している方に限ります(私立の各種学校については都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)。

(※2) 海外大学の日本分校の場合は、日本国内にある海外大学の日本分校等であって、文部科学大臣が個別に指定した課程に在籍する方。

- ① 学生本人の所得が一定基準以下の方
申請する年度の前年所得が128万円以下(めやす)
- ② 地方税法に定める障害者、寡婦またはひとり親であって、申請する年度の前年所得が135万円以下の方
- ③ 失業、天災などにあったことが確認できる方
- ④ 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方

(注) 学生納付特例の対象となる方は、「申請免除」、「納付猶予」の申請はできません。

学生納付特例の手続きに必要なもの

- ① マイナンバーカード※または基礎年金番号通知書、基礎年金番号がわかるもの(年金手帳、納付書等)
※通知カードは令和2年5月25日に廃止されましたが、すでに交付されている通知カードで氏名・住所等の記載事項に変更がない場合は使用できます。
- ② 本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ③ 在籍期間の確認できる学生証(コピーの場合は表裏両面)または在学証明書
- ④ 会社等を退職されて学生になられた方は、右記の書類のいずれかが必要です。

- ◎ 雇用保険被保険者離職票(コピー可)
 - ◎ 雇用保険受給資格者証(コピー可)
 - ◎ 雇用保険受給資格通知(コピー可)
 - ◎ 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(コピー可)
 - ◎ 雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書(コピー可) など。
- ※過去に同一の失業などの理由により失業したことを確認できる書類を添付し学生納付特例等を申請したことがある方は、添付が不要な場合があります。
- ※申請する年度の前年の所得等を証明する書類が必要になる場合があります。
- ※詳しくは区役所国民年金係または年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)



ターンアラウンド

在学予定期間を確認の上、学生納付特例の承認を受け、翌年度も引き続き同じ学校に在学予定の方には「国民年金保険料学生納付特例申請書」(ハガキ形式)が郵送されます。

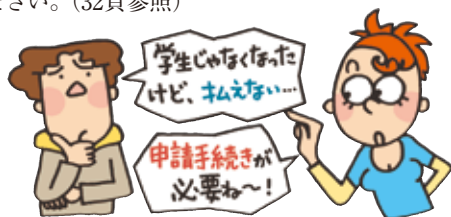
必要事項を記入し、返送することにより、該当年度の学生納付特例申請手続きを行うことができます。

(注) 在学する学校や卒業予定年月など当初申請書に記入した内容と変更がある場合は、区役所国民年金係や年金事務所で再度申請が必要です。

学生でなくなったとき

卒業後などに厚生年金に加入する予定のない方で、引き続き保険料の納付が困難な場合は、保険料免除制度(8頁参照)、納付猶予制度(9頁参照)の申請ができます。

※詳しくは区役所国民年金係または年金事務所にお問い合わせください。(32頁参照)



ここが違う！国民年金の受給要件をみる時の違い

	老齢基礎年金の 受給資格期間には	受給する老齢基礎年金額には		障害基礎年金や遺族基礎年金を 受けるための資格期間には	さかのぼって保険料を 納めること（追納）は
		平成21年3月以前の免除期間	平成21年4月以降の免除期間		
法定免除	資格期間に入ります	年金額に3分の1が 反映されます	年金額に2分の1が 反映されます	資格期間に入ります	10年以内なら納める ことができます (ただし、3年度目以 降は当時の保険料に 一定額が加算され、 高くなります)
全額免除	資格期間に入ります	年金額に3分の1が 反映されます	年金額に2分の1が 反映されます	資格期間に入ります	
4分の1納付 (4分の3免除)	資格期間に入ります	年金額に2分の1が 反映されます	年金額に8分の5が 反映されます	資格期間に入ります	
半額納付 (半額免除)	資格期間に入ります	年金額に3分の2が 反映されます	年金額に4分の3が 反映されます	資格期間に入ります	
4分の3納付 (4分の1免除)	資格期間に入ります	年金額に6分の5が 反映されます	年金額に8分の7が 反映されます	資格期間に入ります	
納付猶予	資格期間に入ります	年金額に反映されません		資格期間に入ります	
学生納付特例					
未納	資格期間に入りません	年金額に反映されません		資格期間に入りません	2年を過ぎると納める ことができません

(注) 4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、免除の承認を受けても、保険料をそれぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3納付しないと未納扱いになります。



ねんきん INFORMATION

保険料免除・納付猶予・
学生納付特例の承認を受けた方へ

お申し込みは年金事務所へ

保険料免除、納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は10年以内なら、さかのぼって保険料を納めることができます(追納といいます)。

追納をすると、初めから納めていたのと同じように、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

ただし、3年度目以降は、当時の保険料に加算金がつき高くなりますので、お早めに「追納」することをおすすめします。



「追納」をおすすめします！

令和9年3月末日までに追納する場合の1か月分の保険料額

年 度	全額免除 納付猶予(加算額) 学生納付特例	4分の1納付(加算額)	半額納付(加算額)	4分の3納付(加算額)
平成28年度	16,850円(590円)	12,630円(440円)	8,420円(290円)	4,210円(150円)
平成29年度	17,070円(580円)	12,800円(430円)	8,530円(290円)	4,260円(140円)
平成30年度	16,900円(560円)	12,670円(420円)	8,450円(280円)	4,220円(140円)
令和元年度	16,950円(540円)	12,720円(410円)	8,470円(270円)	4,240円(140円)
令和2年度	17,070円(530円)	12,800円(400円)	8,530円(260円)	4,260円(130円)
令和3年度	17,110円(500円)	12,830円(370円)	8,550円(250円)	4,270円(120円)
令和4年度	16,990円(400円)	12,740円(300円)	8,490円(200円)	4,250円(100円)
令和5年度	16,770円(250円)	12,580円(190円)	8,380円(120円)	4,190円(60円)
令和6年度	16,980円(0円)	12,730円(0円)	8,490円(0円)	4,240円(0円)
令和7年度	17,510円(0円)	13,130円(0円)	8,750円(0円)	4,380円(0円)

(注) 上記、加算額・追納額は令和9年度に改定される予定です。

在外邦人と在日外国人

海外に住む日本人の国民年金

日本人で海外に居住している20歳以上65歳未満の方（第2号、第3号被保険者を除く）は、本人の申出した日から国民年金に任意加入することができます。任意加入を希望する方は申出書の提出を行ってください。

①これから海外に転出される方

●日本国内に協力者（配偶者、子、父母、兄弟姉妹など）がいる場合

原則として親族が協力者になります。申出書の提出先は最終住所地の区役所国民年金係です。

●日本国内に協力者（配偶者、子、父母、兄弟姉妹など）がない場合

申出書の提出先は最終住所を管轄する年金事務所です。

②現在、海外に居住されている方

申出書の提出先は最終住所を管轄する年金事務所です。

③日本国内に住所を有したことがない方

申出書の提出先は千代田年金事務所です。

※平成19年6月末日時点において、日本国民年金協会で諸手続きを行っていた方も千代田年金事務所となります。

〒102-8337 東京都千代田区三番町22

千代田年金事務所 ☎03-3265-4381

任意加入するところが違います

任意加入する	任意加入しない
①加入中の事故等は障害基礎年金等の対象になります。	①事故等にあっても障害基礎年金等の対象にはなりません。
②加入中に納付した保険料は将来支給される老齢基礎年金額に反映します。	②合算対象期間（14頁参照）になり、老齢基礎年金額には反映しません。

外国人と国民年金

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方が、国籍に関係なく加入することになっています。

外国人も日本人と同じように、受給資格期間（14頁参照）を満たせば老齢基礎年金が支給されますが、次の点が日本人とは異なります。

①海外に居住している間は任意加入することはできません。

②海外に居住している期間は老齢基礎年金の合算対象期間（14頁参照）になりません。（注）

なお、受給資格期間を満たしていれば、帰国後海外からでも年金の請求手続きおよび受給ができます。

（注）日本に帰化した方または永住許可を受けた方であれば、20歳以上60歳未満のうち、次の期間が合算対象期間になります。

- ・昭和36年4月から昭和56年12月まで外国人として日本国内に住所を有していた期間
- ・昭和36年4月以降で海外に居住していた期間（帰化や永住許可を受ける前の期間のみ）

外国人のための脱退一時金

お問い合わせは
年金事務所へ

受給資格期間を満たさないまま日本国内に住所を有しなくなった外国人のために「脱退一時金」という制度があります。

第1号被保険者として保険料納付済期間が6か月以上（一部納付の場合には月数が変わります）あり、日本国内に住所を有しなくなった後2年以内に請求を行えば、一時金が支給されます。

ただし、障害基礎年金等を受給したことがある方や受給

資格期間が10年以上ある方には支給されません。また、転出届を区役所に提出すれば、住民票転出（予定）日以降に日本国内でも請求ができます。

なお、請求手続きには必要な書類があります。

詳しくは年金事務所にお問い合わせください。

※厚生年金についても脱退一時金の制度があります。

手続きは日本年金機構へ郵送で行います

●請求に必要な書類

- ・請求書 ・基礎年金番号通知書または基礎年金番号がわかるもの（年金手帳、納付書等） ・旅券（パスポート）の写し（氏名、生年月日、国籍、署名、在留資格が確認できるページ）
- ・振込を希望する本人名義の金融機関の口座が確認できる書類 など

●請求先

日本年金機構 外国業務グループ

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

●お問い合わせ先

（国内から）☎03-6700-1165 （国外から）☎+81-3-6700-1165

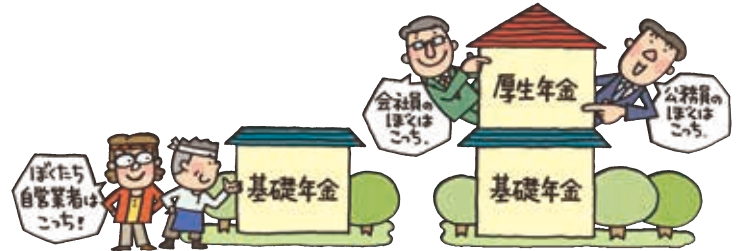
第1号被保険者の脱退一時金の額（最後に保険料を納付した月が令和8年度の場合）

保険料納付済期間等の月数	一時金の額	保険料納付済期間等の月数	一時金の額
6月以上12月未満	53,760円	36月以上42月未満	322,560円
12月以上18月未満	107,520円	42月以上48月未満	376,320円
18月以上24月未満	161,280円	48月以上54月未満	430,080円
24月以上30月未満	215,040円	54月以上60月未満	483,840円
30月以上36月未満	268,800円	60月以上	537,600円

公的年金から受けられる年金

国民年金(基礎年金)をベースに、厚生年金を上乗せ

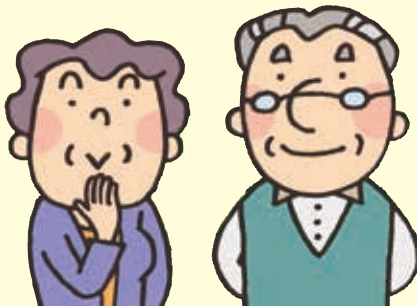
公的年金では、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する基礎年金をベースに、厚生年金が上乗せされます。つまり会社員や公務員の場合には、2階建ての年金となり、自営業者などの場合には、基礎年金のみの1階建てが基本とされています。



こんなとき

支給される年金

年をとったとき **老齢年金**



老齢基礎年金 (14頁)



老齢厚生年金 (22頁)

障害が残ったとき **障害年金**



障害基礎年金 (18頁)



障害厚生年金 (26頁)

遺族になったとき **遺族年金** など



遺族基礎年金 (20頁)



遺族厚生年金 (27頁)

寡婦年金 (21頁)

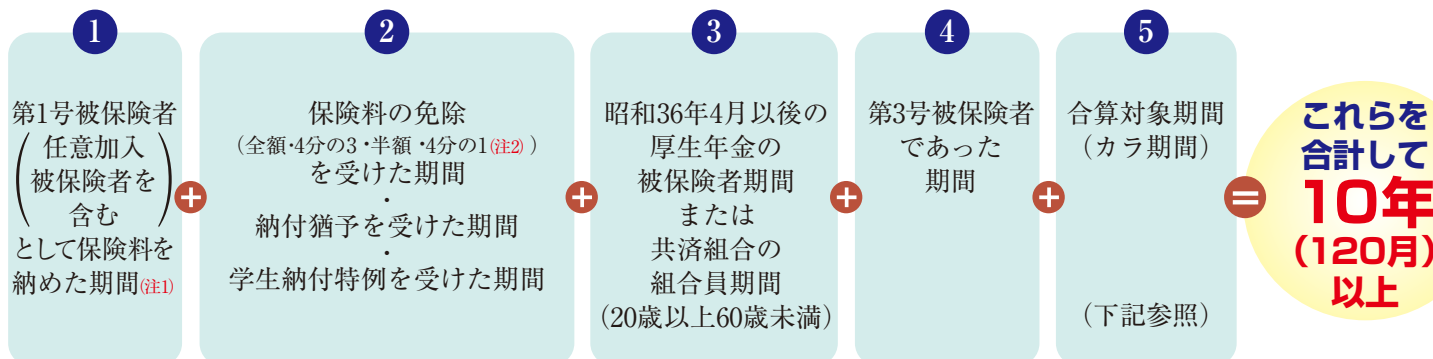
死亡一時金 (21頁)

年をとったときの年金は 老齢基礎年金

保険料を納めた期間(保険料免除期間などを含む)が
10年(平成29年7月までは25年)以上ある方が原則として65歳になってから
支給されるのが老齢基礎年金です。

老齢基礎年金を受けるために必要な期間(受給資格期間)

老齢基礎年金の受給資格期間を満たすためには、次の①から⑤の期間が原則として**10年以上**ある必要があります。



(注1) 産前産後免除期間は、保険料を納めた期間に算入されます。

(注2) 4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、免除の承認を受けても、保険料をそれぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3納付しないと未納扱いとなります。

合算対象期間(カラ期間)

老齢基礎年金の受給資格
期間10年を満たしているかど
うかを計算するときには含ま
れますが、年金額を計算す
るときには含まれません。

合算対象期間の例

- 昭和36年4月から昭和61年3月までの期間で、厚生年金、共済組合の加入者の配偶者が国民年金に任意加入しなかった期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)。
- 昭和36年4月以後、日本国籍の方が海外に居住していた期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)。
- 昭和36年4月以後、厚生年金や共済組合に加入していた期間(20歳前と60歳以後の期間に限る)。
- 昭和36年4月から平成3年3月までの期間で、国民年金の任意加入対象であった学生が任意加入しなかった期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)。
- 昭和36年4月以後、厚生年金の脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月以後に免除を含む保険料納付済期間を有する場合に限る)や共済組合の退職一時金を受けた期間。
- 昭和36年4月から昭和61年3月までの期間で、厚生年金等の受給資格がある方またはその配偶者が年金に加入しなかった期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)。
- 国民年金に任意加入したが保険料を納めなかった期間(20歳以上60歳未満の期間に限る)。

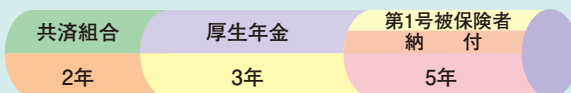
※詳しくは年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)



●老齢基礎年金の受給資格期間を満たすケース

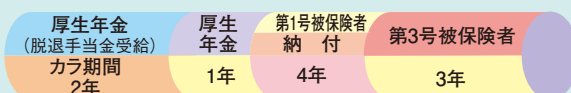
●ケース 1

共済組合の加入期間、厚生年金の加入期間、第1号被保険者の保険料納付済期間が合わせて10年以上になるとき。



●ケース 2

カラ期間(厚生年金の脱退手当金を受給した期間)、厚生年金の加入期間、第1号被保険者の保険料納付済期間と第3号被保険者期間が合わせて10年以上になるとき。



●ケース 3

厚生年金の加入期間、カラ期間(海外に居住した期間)、第1号被保険者の保険料納付済期間と免除期間が合わせて10年以上になるとき。



老 齢 基 礎 年 金 の 額(令和8年6月支給期～令和9年4月支給期の額)

20歳から60歳になるまでの40年間、
すべての月の保険料を納めた場合、満額支給されます。

満額 = 847,300円

※昭和31年4月1日以前生まれの方は844,900円。

●老齢基礎年金の額の計算式

$$847,300円 \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \frac{\text{全額免除} \times 1/3}{\text{月数} \times 1/2} + \frac{\text{4分の1納付} \times 1/2}{\text{月数} \times 5/8} + \frac{\text{半額納付} \times 2/3}{\text{月数} \times 3/4} + \frac{\text{4分の3納付} \times 5/6}{\text{月数} \times 7/8}}{480\text{月(または加入可能年数} \times 12\text{月)}}$$

※昭和31年4月1日以前生まれの方は844,900円

全額免除、一部納付の見方: 平成21年3月以前の保険料免除期間、平成21年4月以後の保険料免除期間

(注1) 第2号被保険者期間(20歳から60歳になるまで)、第3号被保険者の期間および産前産後免除を受けた期間も保険料納付済月数に含みます。

(注2) 4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、免除の承認を受けても、保険料をそれぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3納付しないと未納扱いとなります。



●老齢基礎年金の額の計算例(令和9年4月支給期までの額)

※計算例は昭和31年4月2日以後生まれの方の年金額です。

国民年金の加入期間が40年間の場合 ※50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は切り上げられます。

保険料を納めた期間の差によって、こんなに違う年金額

40年間保険料を納付

満 額

→ 年金額 847,300円

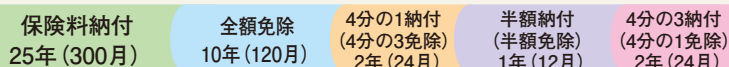
25年間保険料を納付、
15年間保険料を未納

保険料納付25年(300月)

保険料未納15年(180月)

$$847,300円 \times \frac{300\text{月}}{40\text{年}(480\text{月})} \rightarrow \text{年金額 } 529,563円$$

25年間保険料を納付、
15年間免除など



$$847,300円 \times \frac{300\text{月} + (120\text{月} \times 1/2) + (24\text{月} \times 5/8) + (12\text{月} \times 3/4) + (24\text{月} \times 7/8)}{40\text{年}(480\text{月})} \rightarrow \text{年金額 } 714,909円$$

10年間保険料を納付、
30年間保険料を未納

保険料納付 10年(120月)

保険料未納30年(360月)

$$847,300円 \times \frac{120\text{月}}{40\text{年}(480\text{月})} \rightarrow \text{年金額 } 211,825円$$

※保険料免除期間は、平成21年4月以後の保険料免除期間として計算しています。

老齢基礎年金の支給の繰上げと繰下げ

老齢基礎年金が支給されるのは原則として65歳に達した日（誕生日の前日）の翌月分からになりますが、支給の繰上げや繰下げにより65歳になる前や66歳以後に老齢基礎年金を受給することもできます。

支給の繰上げ

60歳以後65歳になる前の間に請求して受給することもできます。

支給の繰下げ

66歳以後75歳（昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳）までの間に申出をして受給することもできます。

いったん支給の繰上げ・繰下げをすると一生同じ割合で、減額または増額された率の年金を受給することになります（付加年金も同じ割合で減額または増額されます）。

昭和16年4月2日以後に生まれた方の支給の繰上げ・繰下げの支給率（数字は%）

※昭和37年4月1日以前生まれの方の支給の繰上げについては（ ）内の数字をご参照ください。

※昭和16年4月1日以前に生まれた方の支給率は別の規定が適用されます。

年齢	0カ月	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月	6カ月	7カ月	8カ月	9カ月	10カ月	11カ月
60歳	76.0(70)	76.4(70.5)	76.8(71)	77.2(71.5)	77.6(72)	78.0(72.5)	78.4(73)	78.8(73.5)	79.2(74)	79.6(74.5)	80.0(75)	80.4(75.5)
61歳	80.8(76)	81.2(76.5)	81.6(77)	82.0(77.5)	82.4(78)	82.8(78.5)	83.2(79)	83.6(79.5)	84.0(80)	84.4(80.5)	84.8(81)	85.2(81.5)
62歳	85.6(82)	86.0(82.5)	86.4(83)	86.8(83.5)	87.2(84)	87.6(84.5)	88.0(85)	88.4(85.5)	88.8(86)	89.2(86.5)	89.6(87)	90.0(87.5)
63歳	90.4(88)	90.8(88.5)	91.2(89)	91.6(89.5)	92.0(90)	92.4(90.5)	92.8(91)	93.2(91.5)	93.6(92)	94.0(92.5)	94.4(93)	94.8(93.5)
64歳	95.2(94)	95.6(94.5)	96.0(95)	96.4(95.5)	96.8(96)	97.2(96.5)	97.6(97)	98.0(97.5)	98.4(98)	98.8(98.5)	99.2(99)	99.6(99.5)
65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114.0	114.7	115.4	116.1
67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121.0	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128.0	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
69歳	133.6	134.3	135.0	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
70歳	142.0	142.7	143.4	144.1	144.8	145.5	146.2	146.9	147.6	148.3	149.0	149.7
71歳	150.4	151.1	151.8	152.5	153.2	153.9	154.6	155.3	156.0	156.7	157.4	158.1
72歳	158.8	159.5	160.2	160.9	161.6	162.3	163.0	163.7	164.4	165.1	165.8	166.5
73歳	167.2	167.9	168.6	169.3	170.0	170.7	171.4	172.1	172.8	173.5	174.2	174.9
74歳	175.6	176.3	177.0	177.7	178.4	179.1	179.8	180.5	181.2	181.9	182.6	183.3
75歳	184.0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

●昭和16年4月2日以後に生まれた方の例 40年間納めた場合（金額は年額）※50銭未満は切り捨て、50銭以上1円未満は切り上げられます。

支給の繰上げをした場合

昭和37年4月2日以後生まれの方の例
60歳6か月で老齢基礎年金の
支給の繰上げをした場合
 $847,300円 \times 78.4\% = 664,283円$

65歳で請求した場合
847,300円（満額）

支給の繰下げをした場合

68歳8か月で老齢基礎年金の
支給の繰下げをした場合
 $847,300円 \times 130.8\% = 1,108,268円$



※金額は昭和31年4月2日以後生まれの方の令和8年度の年金額を基に計算しています。



支給の繰上げを希望される方へ

年金額が減額されるほか、次のようなことにご注意ください。

- ① 特別支給の老齢厚生年金を受給している方が老齢基礎年金の支給の繰上げをする場合を除き、老齢基礎年金と老齢厚生年金のどちらか一方のみ支給の繰上げをすることはできません。
- ② 支給の繰上げをした後に、遺族厚生年金の受給権が発生しても、65歳まではどちらか一方の年金しか支給されません。また、遺族厚生年金が支給されてから、支給の繰上げをしても65歳まではどちらか一方の年金しか支給されません。(65歳から両方支給されます。)
- ③ 支給の繰上げをすると、原則としてその後の病気やけがが原因である障害基礎年金を受給することはできません。また、支給の繰上げをする前の病気やけがで障害がある場合でも、障害基礎年金を請求できない場合があります。
- ④ 寡婦年金(21頁参照)は受給できません。
- ⑤ 国民年金に任意加入することや、保険料を追納することができません。
- ⑥ 一度、支給の繰上げをすると変更・取り消しすることはできません。

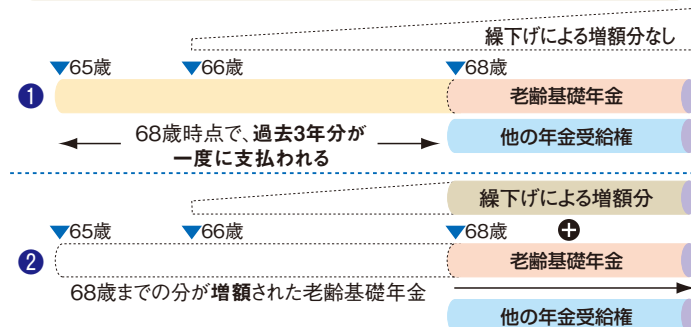


支給の繰下げを希望される方へ

次のようなことにご注意ください。

- ① 振替加算は老齢基礎年金と同時に支給が開始されますが、支給の繰下げによる増額はされません。
- ② 65歳以後66歳になるまでの間に他の年金の受給権(遺族年金※、障害年金)を有している場合は、支給の繰下げはできません。
- ③ 66歳以後の待機中に他の年金の受給権(遺族年金※、障害年金)が発生した場合は、
 - ① 65歳に、さかのぼって老齢基礎年金を請求する
 - ② その時点で支給の繰下げをする
 のどちらかを選択することができます。

例 (68歳で他の年金受給権が発生した場合) どちらかを選択することができます



- ④ 昭和27年4月2日以後生まれの方などで、70歳到達以後に繰下げ申出をせずに年金を請求した場合は、請求の5年前の日に繰下げ申出があったものとみなし、増額された年金の5年間分を一括して受け取ることとなります。(80歳以後に請求する場合などは適用されません。)

※令和7年年金制度改正により、令和10年4月1日以後の遺族厚生年金受給権者の繰下げ申出が可能となります。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)



ねんきん INFORMATION

支給の繰上げ・繰下げのポイントは

老齢基礎年金の支給の繰上げ・繰下げをする場合は、請求した翌月分からの支給となりますので、誕生日の前日からその月の末日までに手続きをします。

例えば、誕生日が5月1日の方は前日4月30日に支給の繰上げ・繰下げをすると5月分から支給されます。ところが5月1日に請求すると6月分から支給されることになります。



老齢福祉年金について

明治44年4月1日以前に生まれた方や、明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた方の一部には老齢福祉年金が支給されます。

ただし、本人、配偶者及び扶養義務者に一定の額を超える所得があるとき、または他の公的年金制度から一定の額を超える年金を受けられるときは、一部または全部が支給停止になります。

障害が残ったときの年金は 障害基礎年金

国民年金加入中や20歳前に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある病気やけがによって、
障害等級の1級・2級のいずれかに該当する場合に支給されます。

※初診日が、60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給していない日本国内に住所がある方も対象となります。

※初診日が第3号被保険者期間中にある場合は、請求先は住所地を管轄する年金事務所になります。

障害基礎年金を受けるための要件

①～③のすべての要件を満たした場合に支給されます。
(20歳前の支給の要件については右記参照)

①初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所があること。

②障害認定日※の障害の程度が国民年金法施行令の定める障害等級の1級・2級のいずれかに該当していること。または、障害認定日に該当しなかった方が65歳に達する日の前日までに該当するようになったこと。

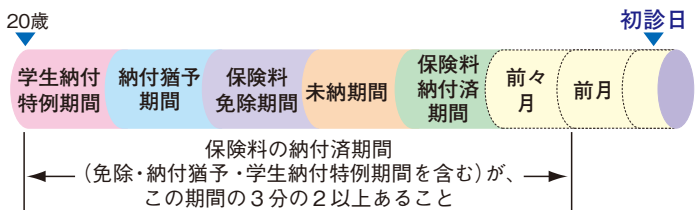
※障害認定日とは

病気やけがにより、初めて医師の診療を受けた日から原則として1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日。

③初診日の前日において次の保険料納付要件のいずれかを満たしていること。

保険料納付要件の原則

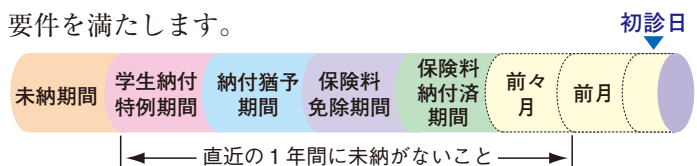
初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間〔保険料免除(全額・一部納付)期間・納付猶予期間・学生納付特例期間、厚生年金(共済組合)加入期間を含む〕が3分の2以上あることが必要です。



(注) 4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、免除の承認を受けても、保険料をそれぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3納付しないと未納扱いとなります。

保険料納付要件の特例(令和18年3月31日までの特例)

令和18年3月31日以前に初診日がある場合は、上記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、初診日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ要件を満たします。



(注) 4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、免除の承認を受けても、保険料をそれぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3納付しないと未納扱いとなります。

20歳前に初診日があるとき

20歳前の病気やけがにより障害が残り、20歳に達したとき(障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日)に、障害基礎年金を請求し、障害等級の1級・2級のいずれかに該当する場合、支給されます。

ただし、本人の前年所得が下表の限度額を超えるときは、障害基礎年金の一部または全部の支給が停止されます。

20歳前に障害となった場合の本人の所得制限

令和7年10月からの額

扶養人数	扶養なし	1人扶養	1人増すごとに
一部停止限度額	3,761,000円	4,141,000円	380,000円
全部停止限度額	4,794,000円	5,174,000円	加算

※老人扶養・特定扶養親族等がいる時は、別の基準になります。

年金額(令和8年6月支給期～令和9年4月支給期の額)

●1級障害 1,059,125円(月額 88,260円)

※昭和31年4月1日以前生まれの方の年金額は1,056,125円(月額88,010円)

●2級障害 847,300円(月額 70,608円)

※昭和31年4月1日以前生まれの方の年金額は844,900円(月額70,408円)

障害基礎年金の受給権者が受給権を得たときや受給権を得たあとにその方によって生計を維持されている子(「18歳到達年度末日までの子」または「20歳未満で国民年金法施行令の定める障害等級に該当する障害の状態にある子」)がいれば次の額が加算されます。

※詳しくは区役所国民年金係または年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)

子の加算額

2人目まで	1人につき	243,800円
3人目以降	1人につき	81,300円

障害年金の請求にあたっては本人名義の口座が必要です。準備をお忘れなく。



障害基礎年金は請求前に受給要件や提出書類などを確認する必要があります。障害基礎年金の請求先が区役所となる場合は、区役所国民年金係までお越しの上、ご相談ください。

障害の程度とその状況

●国民年金法施行令の定める障害等級表

●これは目安です

1級	次に掲げる視覚障害
	イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
	ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
	ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢のすべての指を欠くもの
	5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
2級	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	次に掲げる視覚障害
1級	イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
	ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの

2級	ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のⅠ/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつⅠ/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
	ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 1上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 1上肢のすべての指を欠くもの
	10 1上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢のすべての指を欠くもの
	12 1下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 1下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

●備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

注意

身体障害者手帳等の等級とは認定基準が異なります。

例えば身体障害者手帳が3級でも、障害年金では2級に認定、支給される場合がありますが、反対に身体障害者手帳が1級でも、障害年金が支給されない場合もあります。



ねんきん

INFORMATION

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金等を受給していない方へ

対象となる方

- 平成3年3月以前に国民年金の任意加入対象であった学生（注）夜間部、定時制、通信制等を除きます。
- 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金等に参加していた方の配偶者

上記①または②に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間中に初診日（障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金の1級・2級の状態にある方です。

ただし、65歳に達する日の前日までに障害の状態に該当された方に限ります。請求についても、65歳に達する日の前日までに行う必要があります。

特別障害給付金制度

請求手続きは区役所国民年金係です

支給額（令和8年度）

障害基礎年金の 1級に該当する方…月額58,650円
2級に該当する方…月額46,920円

※支給額は、毎年度物価の変動に応じて改定されます。

（注）本人に老齢基礎年金などが支給されている場合や所得がある場合は、支給が調整（または停止）されることもあります。

ご注意ください！

- 給付金は、請求月の翌月分から支給されます。なお、過去の状況等を確認いたしますので、実際の支払いまでは数か月かかることがあります。
- 給付金を受給している方は、申請により第1号被保険者の保険料の免除を受けることができます。（8頁参照）

※詳しくは区役所国民年金係または年金事務所へお問い合わせください。（32頁参照）

遺族になったときの年金は 遺族基礎年金

国民年金加入中の被保険者や被保険者であった方で保険料納付済期間と保険料免除期間などを合算した期間が25年以上ある方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた「子のある妻」、「子のある夫」または「子」に支給されます。ただし、支給対象者が年850万円以上の収入を将来にわたって得られないことが条件となります。

遺族基礎年金を受けるための要件

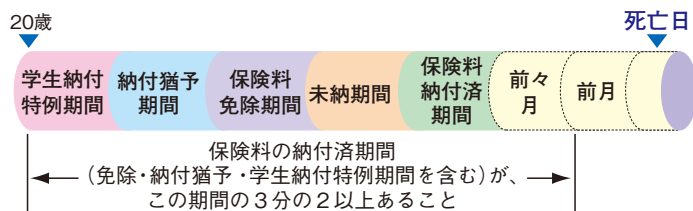
次の①～④のいずれかに該当する場合に、生計を維持されていた「子のある妻」、「子のある夫」または「子」に、子が18歳に達する年度末になるまで（国民年金法施行令の定める障害等級に該当する障害の状態にある場合は20歳まで）支給されます。

- ①国民年金の被保険者が死亡したとき
 - ②国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の方で、日本国内に住所を有している方が死亡したとき
 - ③保険料納付済期間と保険料免除期間、合算対象期間とを合算した期間が原則25年以上※ある方が死亡したとき
 - ④老齢基礎年金の受給権（保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間とを合算した期間が原則25年以上※ある方に限る）がある方が死亡したとき
- ただし、①、②の場合、**死亡日の前日**において次の保険料納付要件のいずれかを満たしていることが必要です。

※合算した期間が原則25年以上ない場合も、23頁「生年月日による厚生年金の受給資格期間の特例」に該当する場合は、遺族基礎年金の支給対象となります。

保険料納付要件の原則

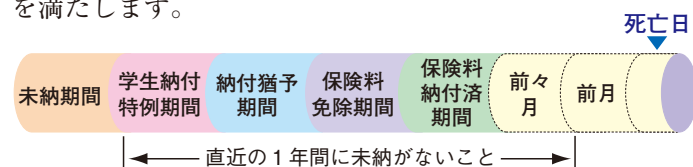
死亡日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料納付済期間〔保険料免除（全額・一部納付）期間・納付猶予期間・学生納付特例期間、厚生年金（共済組合）加入期間を含む〕が3分の2以上あることが必要です。



（注）4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、免除の承認を受けても、保険料をそれぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3納付しないと未納扱いとなります。

保険料納付要件の特例（令和18年3月31日までの特例）

令和18年3月31日以前に死亡した場合は、上記の3分の2以上の保険料納付要件を満たさなくても、死亡日の月の前々月までの直近の1年間に保険料の未納期間がなければ要件を満たします。



（注）4分の3免除、半額免除、4分の1免除の場合、免除の承認を受けても、保険料をそれぞれ4分の1納付、半額納付、4分の3納付しないと未納扱いとなります。

年金額

（令和8年6月支給期～令和9年4月支給期の額）

遺族基礎年金の年金額は、一律の額となります。また子の人数に応じて加算されます。

子のある妻、子のある夫に支給される年金額

年額 847,300円※¹ + (子の加算額)※²

子のみに支給される年金額

次の金額を子の数で割った額が、1人あたりの金額となります。

年額 847,300円 + (2人目以降の子の加算額)※²

※¹ 昭和31年4月1日以前に生まれた方 …………… 年額 844,900円

※² 1人目および2人目の子の加算額 …………… 各 243,800円

3人目以降の子の加算額 …………… 各 81,300円



第1号被保険者の独自の給付

第1号被保険者に対する独自の給付として寡婦年金と死亡一時金があります。
寡婦年金の支給要件と死亡一時金の支給要件の両方に該当する場合は
どちらか一方を選択することになります。

寡婦年金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)としての保険料納付済期間と免除期間を合わせて10年以上[※]ある夫が老齢基礎年金や障害基礎年金を受けずに亡くなったとき、生計を維持されていた妻(婚姻期間が10年以上)が60歳から65歳になるまでの間、支給されます。

※平成29年8月1日より前の死亡の場合は、25年以上の期間が必要です。

●年金額

死亡日の属する月の前月までの第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)期間として保険料納付済期間と保険料免除期間から計算された老齢基礎年金額の4分の3に相当する額。(付加年金は除く)



死亡一時金

第1号被保険者(任意加入被保険者を含む)として保険料納付済期間が36月以上(一部納付の場合には月数が変わります)あり、老齢基礎年金や障害基礎年金などを受けずに亡くなったとき、生計を同一にしていた遺族に支給される一時金です。

死亡一時金の額は、保険料を納めた期間に応じて次のようになっています。

保険料納付済期間	一時金の額
36月以上180月未満	120,000円
180月以上240月未満	145,000円
240月以上300月未満	170,000円
300月以上360月未満	220,000円
360月以上420月未満	270,000円
420月以上	320,000円

※付加保険料を36月以上納めていたときは、8,500円が加算されます。
(注1)妻、夫または子が遺族基礎年金を受給できるときは、死亡一時金は支給されません。

(注2)死亡一時金を受ける権利は2年を過ぎると時効によって消滅します。



年金生活者支援給付金制度

公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の方に対して、年金に上乗せして支給されます

老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金

支給要件

次の①～③の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で老齢基礎年金の受給者であること。
 - ② 同一世帯の全員が市町村民税非課税であること。
 - ③ 前年の公的年金等の収入金額^(※1)とその他の所得額の合計が909,000円^(※2)以下であること。
- (※1) 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。
(※2) 昭和31年4月1日以前生まれの方は906,700円。

給付額 月額5,620円^{※1}×保険料納付済期間(月数)÷480月

(注1) 保険料免除期間を有する方については、保険料免除期間に基づく給付額を合算した額が支給されます。

(注2) 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得額の合計が809,000円を超え909,000円以下^{※2}の方には、補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。

※1 毎年度物価変動に応じて改定されます。

※2 昭和31年4月1日以前生まれの方は806,700円を超え906,700円以下。

障害年金生活者支援給付金・ 遺族年金生活者支援給付金

支給要件

次の①、②の要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者であること。
 - ② 前年の所得額が政令で定める額(4,794,000円[※])以下であること。
- ※扶養親族の人数等に応じて増額します。

給付額 月額5,620円[※](障害等級1級の方は月額7,025円[※])
※毎年度物価変動に応じて改定されます。

年金生活者支援給付金のお問い合わせは

「給付金専用ダイヤル」  0570-05-4092

※050から始まる電話からは 03-5539-2216

老齢厚生年金

老齢厚生年金は厚生年金から支給される老齢給付のことで、一般的に老齢厚生年金には、「60歳台前半の老齢厚生年金」、「65歳からの老齢厚生年金」の2つがあります。老齢厚生年金は、保険料を納めた期間と給与・賞与の額によって年金額が決まります。

お問い合わせは
年金事務所へ

60歳台前半の老齢厚生年金

60歳台前半の老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)は、厚生年金の加入期間が1年以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしている昭和36年(女性は昭和41年)4月1日以前生まれの方が65歳になるまで支給されます。

特別支給の老齢厚生年金の定額部分及び報酬比例部分の支給開始年齢は生年月日に応じて段階的に引き上げられます。(23頁参照)

ただし、雇用保険の基本手当(失業給付)受給中は全額が支給停止になります。

65歳からの老齢厚生年金

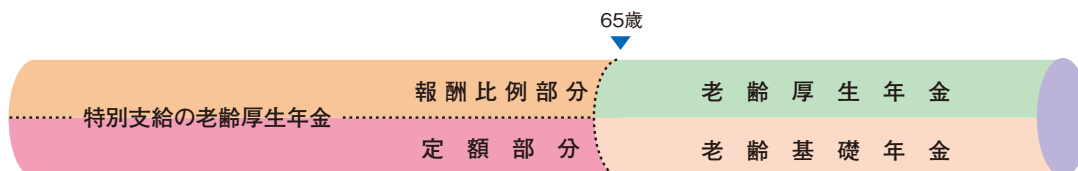
65歳からの老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間が1か月以上あり、老齢基礎年金の受給資格期間10年以上を満たしている方が、老齢基礎年金と併せて支給されます。

特別支給の老齢厚生年金が支給されていた場合は、65歳になった時点で定額部分が老齢基礎年金に、報酬比例部分が老齢厚生年金に切り替わります。(イメージは下記の図参照)



厚生年金の加入期間が
1年以上ある人が
受けられるのね!

厚生年金の加入期間が
1か月以上ある人が
受けられるんだ!



経過的な繰上げ支給の老齢厚生年金

昭和28年(女性は昭和33年)4月2日生まれから昭和36年(女性は昭和41年)4月1日生まれの方は、特別支給の老齢厚生年金の開始年齢に到達する前であれば、老齢厚生年金の支給の繰上げを請求することもできます。なお、老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合は、老齢基礎年金の支給の繰上げも同時に請求しなければなりません。

老齢厚生年金の支給の繰上げ

昭和36年(女性は昭和41年)4月2日以降生まれの方は、老齢厚生年金の支給の繰上げを請求することもできます。なお、老齢厚生年金の支給の繰上げを請求した場合は、老齢基礎年金の支給の繰上げも同時に請求しなければなりません。

65歳からの老齢厚生年金の支給の繰下げ

老齢厚生年金の支給開始年齢は原則として65歳からとなりますが、平成19年4月1日以後に老齢厚生年金の受給権を取得し、66歳になるまで老齢厚生年金の請求をしていない方は、66歳以後75歳(昭和27年4月1日以前生まれの方は70歳)までの間に申出をして、老齢厚生年金を受給することもできます。

※詳しくは年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)

60歳前半の老齢厚生年金の支給開始年齢

男性・女性とも生年月日によって段階的に支給開始年齢が異なります。

男性の場合 (昭和16年4月1日以前に 生まれた方)	女性の場合 (昭和21年4月1日以前に 生まれた方)	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
		特別支給の老齢厚生年金		報酬比例部分 定額部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
定額部分の支給開始年齢の引上げ							
(昭和16年4月2日～昭和 18年4月1日に生まれた方)	(昭和21年4月2日～昭和 23年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分 定額部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
(昭和18年4月2日～昭和 20年4月1日に生まれた方)	(昭和23年4月2日～昭和 25年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分	定額部分		老齢厚生年金 老齢基礎年金
(昭和20年4月2日～昭和 22年4月1日に生まれた方)	(昭和25年4月2日～昭和 27年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分	定額部分		老齢厚生年金 老齢基礎年金
(昭和22年4月2日～昭和 24年4月1日に生まれた方)	(昭和27年4月2日～昭和 29年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分	定額部分		老齢厚生年金 老齢基礎年金
報酬比例部分の支給開始年齢の引上げ							
(昭和24年4月2日～昭和 28年4月1日に生まれた方)	(昭和29年4月2日～昭和 33年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
(昭和28年4月2日～昭和 30年4月1日に生まれた方)	(昭和33年4月2日～昭和 35年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
(昭和30年4月2日～昭和 32年4月1日に生まれた方)	(昭和35年4月2日～昭和 37年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
(昭和32年4月2日～昭和 34年4月1日に生まれた方)	(昭和37年4月2日～昭和 39年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
(昭和34年4月2日～昭和 36年4月1日に生まれた方)	(昭和39年4月2日～昭和 41年4月1日に生まれた方)			報酬比例部分			老齢厚生年金 老齢基礎年金
昭和36年(女性は昭和41年)4月2日以後に生まれた方は、報酬比例部分相当の年金・特別支給の老齢厚生年金は支給されません。							
(昭和36年4月2日以降に 生まれた方)	(昭和41年4月2日以降に 生まれた方)						老齢厚生年金 老齢基礎年金

※平成27年10月から、共済年金は厚生年金に統一されましたが、共済組合加入者の支給開始年齢は、男女同一で統一前と変更はありません。



ねんきん

INFORMATION

生年月日による厚生年金の受給資格期間の特例

老齢基礎年金の受給資格期間の特例

一定の年齢以上の方には、従来の被用者年金制度(厚生年金、共済年金)の老齢基礎年金の受給資格期間25年以上を満したものとする経過措置があります。

また、20頁の遺族基礎年金の「遺族基礎年金を受けるための要件③、④」、27頁の遺族厚生年金の「遺族厚生年金を受けるための要件④」において、合算した期間が25年に満たない場合でも次の①、②いずれかに該当する場合は、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を受けるための要件を満たします。

①昭和26年4月1日以前に生まれた方の特例

●厚生年金に加入している中高齢者の特例

昭和26年4月1日以前に生まれた方は、男性は40歳以後、女性は35歳以後の厚生年金のみの加入期間が生年月日に応じて一定の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格があります。(厚生年金加入者の特例)

生年月日	資格期間
昭和22年4月1日以前	15年(180月)
昭和23年4月1日以前	16年(192月)
昭和24年4月1日以前	17年(204月)
昭和25年4月1日以前	18年(216月)
昭和26年4月1日以前	19年(228月)

②昭和31年4月1日以前に生まれた方の特例

●厚生年金または共済組合の加入者の特例

昭和31年4月1日以前に生まれた方は、厚生年金または共済組合の加入期間が単独または合算して生年月日に応じて一定の期間以上あれば、老齢基礎年金の受給資格があります。

生年月日	資格期間
昭和27年4月1日以前	20年(240月)
昭和28年4月1日以前	21年(252月)
昭和29年4月1日以前	22年(264月)
昭和30年4月1日以前	23年(276月)
昭和31年4月1日以前	24年(288月)

在職老齢年金

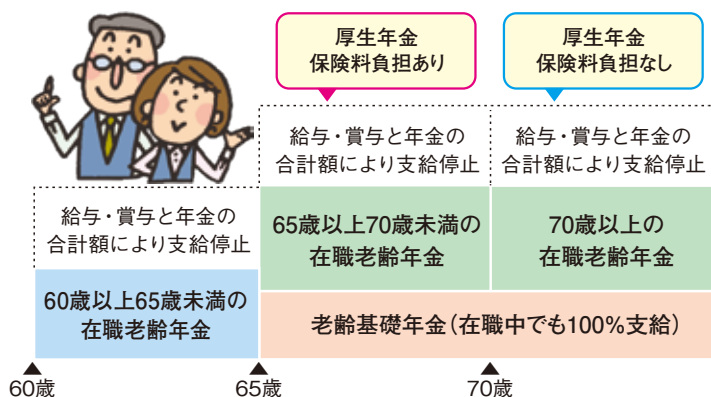
60歳以降在職しながら受け取る老齢厚生年金のことを在職老齢年金といいます。

給与・賞与や老齢厚生年金の額に応じて、
老齢厚生年金の一部または全額が支給停止になる場合があります。

お問い合わせは
年金事務所へ

在職老齢年金は3つの仕組み

在職老齢年金には「60歳以上65歳未満」、「65歳以上70歳未満」、「70歳以上」と年齢に応じた3つの仕組みがあります。



令和4年4月から、「60歳以上65歳未満の在職老齢年金」の年金額の支給停止規定が見直され、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準が適用されることになりました。

60歳以上65歳未満の在職中の仕組み

厚生年金の受給資格期間を満たしている方は、年齢に応じて65歳になるまで特別支給の老齢厚生年金が支給されますが、60歳から65歳の間で厚生年金に加入しているときは、給与・賞与と特別支給の老齢厚生年金の合計額に応じて、老齢厚生年金の一部または全額が支給停止になる場合があります。

65歳以上70歳未満の在職中の仕組み

厚生年金の被保険者は70歳になるまで厚生年金保険料を納めます。65歳以上70歳未満の方が老齢厚生年金を受給し

ながら厚生年金に加入しているときは、給与・賞与と老齢厚生年金の合計額に応じて、老齢厚生年金の一部または全額が支給停止※になる場合があります。

また、令和4年度から、在職中でも、納めた保険料により在職定時改定(下記参照)が毎年1回行われ、10月分から反映されるようになりました。

なお、老齢基礎年金は65歳以後に厚生年金に加入していても全額支給されます。

70歳以上の在職中の仕組み

原則、70歳以上の方は厚生年金の被保険者とはなりませんので厚生年金保険料の負担はありません。

ただし、70歳以上の方が老齢厚生年金を受給しながら厚生年金の適用事業所に勤務しているときは、給与・賞与と老齢厚生年金の合計額に応じて、老齢厚生年金の一部または全額が支給停止※になる場合があります。

なお、老齢基礎年金は在職中でも全額支給されます。

在職老齢年金を受けている方が退職したとき

●退職改定

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している70歳未満の方が、再就職することなく退職して1か月を経過したときは、退職した翌月分の年金額から再計算され、在職中による支給調整もなくなります。

また、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している方が、70歳に到達したときは、翌月分の年金額から再計算されます。

なお、退職して1か月以内に再就職したときは、退職改定は行われず引き続き在職老齢年金として支払いが行われます。

※繰下げ受給をする場合、在職支給停止相当分は増額の対象となりません。詳しくは年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)



ねんきん

INFORMATION

在職定時改定制度の導入

令和4年4月から、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している65歳以上70歳未満の方は、毎年1回、定時に年金額の改定が行われます。基準日である毎年9月1日に厚生年金の被保険者である場合は、前年9月からその年の8月の厚生年金被保険者期間を老齢厚生年金の計算の基礎に加えて、毎年10月(12月支払分)から年金額が改定されます。

65歳以上70歳未満の老齢厚生年金の受給者の方が対象です。

(注)65歳未満で繰上げ受給されている方は、在職定時改定の対象となりません。

老齢厚生年金と失業給付・高年齢雇用継続給付

65歳未満の老齢厚生年金を受けている方が、失業給付を受けられるときは老齢厚生年金の全額が支給停止になります。また、高年齢雇用継続給付を受けられるときは老齢厚生年金の支給が調整されることになります。

老齢年金の 加給年金額と振替加算

お問い合わせは
年金事務所へ

加給年金額とは

厚生年金と共済組合などの被保険者期間を合わせて20年(中高齢の特例の場合は15～19年)以上ある方が、特別支給の老齢厚生年金(定額部分)または65歳からの老齢厚生年金・老齢基礎年金を受けられるようになったときに、その方に生計を維持されている「65歳未満の配偶者」、「18歳到達年度末日までの子」または「20歳未満で国民年金法施行令の定める障害等級に該当する障害の状態にある子」がいれば加給年金額が加算されます。

令和4年4月から、加給年金額の加算対象となる配偶者が、20年(中高齢の特例に該当する方を含む)以上の被保険者期間がある老齢・退職を支給事由とする受給権を有する場合、その支給の有無にかかわらず支給停止になります。(経過措置あり)

加給年金額(令和8年6月支給期～令和9年4月支給期の額)

受給権者の生年月日	配偶者の加給年金額	配偶者※特別加算	合計
昭和 9年4月1日以前生まれ	243,800円	0円	243,800円
昭和 9年4月2日～昭和15年4月1日	243,800円	36,000円	279,800円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	243,800円	71,900円	315,700円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	243,800円	108,000円	351,800円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	243,800円	143,900円	387,700円
昭和18年4月2日以後生まれ	243,800円	179,900円	423,700円

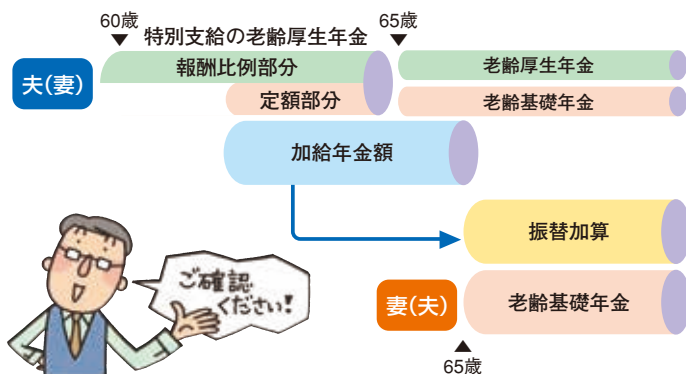
※昭和9年4月2日以後に生まれた受給権者には、配偶者の加給年金額にさらに特別加算が加算されます。

振替加算とは

配偶者を対象とする老齢厚生年金に加算されている加給年金額は、配偶者(大正15年4月2日以後の生まれの方)が65歳になると加算されなくなります。配偶者に支給される65歳以降の老齢基礎年金には、この加給年金額の代わりに配偶者の生年月日ごとに定められた額が加算されます。これが振替加算です。

ただし、加給年金額が加算されている方とその配偶者が、昭和61年3月31日までに老齢(退職)年金の受給権がない場合に限りです。

(注)厚生年金と共済組合等の加入期間の合計が20年(中高齢の特例の場合は15～19年)以上ある配偶者は、老齢基礎年金に振替加算は加算されません。



振替加算の額(令和8年6月支給期～令和9年4月支給期の額)

生年月日	年額	生年月日	年額
大正15年4月2日～昭和 2年4月1日	243,100円	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	119,848円
昭和 2年4月2日～昭和 3年4月1日	236,536円	昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	113,528円
昭和 3年4月2日～昭和 4年4月1日	230,216円	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	106,964円
昭和 4年4月2日～昭和 5年4月1日	223,652円	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	100,400円
昭和 5年4月2日～昭和 6年4月1日	217,088円	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	94,080円
昭和 6年4月2日～昭和 7年4月1日	210,768円	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	87,516円
昭和 7年4月2日～昭和 8年4月1日	204,204円	昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	80,952円
昭和 8年4月2日～昭和 9年4月1日	197,640円	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	74,632円
昭和 9年4月2日～昭和10年4月1日	191,320円	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	68,068円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	184,756円	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	61,504円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	178,192円	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	55,184円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	171,872円	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日	48,760円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	165,308円	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日	42,177円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	158,744円	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日	35,839円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	152,424円	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日	29,256円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	145,860円	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日	22,673円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	139,296円	昭和36年4月2日～昭和41年4月1日	16,335円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	132,976円	昭和41年4月2日～	—
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	126,412円		

障害厚生年金

厚生年金加入中に初診日(初めて医師の診療を受けた日)がある病気やけがによって、
障害等級の1級・2級・3級のいずれかに該当する場合に支給されます。
障害等級の1級・2級に該当する方には障害基礎年金と併せて支給されます。

お問い合わせは
年金事務所へ

障害厚生年金を受けるための要件

- ①～③のすべての要件を満たした場合に支給されます。
- ① 厚生年金の被保険者期間中に初診日(障害の原因となった病気やけがで初めて医師の診療を受けた日)があること。
 - ② 障害認定日の障害の程度が国民年金法施行令の定める障害等級の1級・2級、厚生年金保険法施行令の定める3級のいずれかに該当していること。または、障害認定日に該当しなかった方が65歳に達する日の前日までに該当するようになったこと。
 - ③ 障害基礎年金の保険料納付要件(18頁参照)のいずれかを満たしていること。



会社員等が受け取る障害年金

障害等級1級または2級に該当すると、障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金が支給されます。

障害等級3級に該当の方には厚生年金の独自給付としての障害厚生年金が支給されます。また、厚生年金加入中に初診日のある傷病が5年以内に治り、3級よりやや軽い障害が残ったときは、一時金として障害手当金が支給されます。



ねんきん

INFORMATION

障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給

平成18年4月から65歳以上の方は、障害基礎年金と障害厚生年金の組み合わせに加え、障害基礎年金と老齢厚生年金または遺族厚生年金の組み合わせも選択できるようになりました。(下図参照)

障害基礎年金と障害厚生年金または遺族厚生年金の組み合わせを選択した場合は、全ての年金が非課税となりますが、障害基礎年金と老齢厚生年金の組み合わせを選択した場合は、老齢厚生年金部分については課税対象となります。

(例) 65歳からの障害基礎年金の併給

①

障害厚生年金

障害基礎年金

②

老齢厚生年金

障害基礎年金

③

遺族厚生年金

障害基礎年金

※①は65歳前から受給することができます。

遺族厚生年金

厚生年金加入中の被保険者や被保険者であった方が死亡したとき、
その方によって生計を維持されていた遺族に支給されます。
遺族基礎年金を受給できる場合は、遺族基礎年金と併せて支給されます。

お問い合わせは
年金事務所へ

遺族厚生年金を受けるための要件

次の①～④のいずれかに該当する場合に、生計を維持されていた「遺族」に支給されます。

- ① 厚生年金の被保険者が死亡したとき
- ② 厚生年金の被保険者であった方が、被保険者期間中に初診日がある傷病が原因で、初診日から5年以内に死亡したとき
- ③ 障害厚生年金(1級・2級)を受給している方または受給権がある方が死亡したとき
- ④ 老齢厚生年金の受給権者(保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間とを合算した期間が原則25年以上※ある方に限る)または保険料納付済期間と保険料免除期間と合算対象期間とを合算した期間が原則25年以上※ある方が死亡したとき

※①・②は遺族基礎年金の保険料納付要件(20頁参照)を満たしていることが必要です。

※合算した期間が原則25年以上ない場合も、23頁「生年月日による厚生年金の受給資格期間の特例」に該当する場合は、遺族厚生年金の支給対象となります。

遺族厚生年金が受けられる遺族の範囲および順位

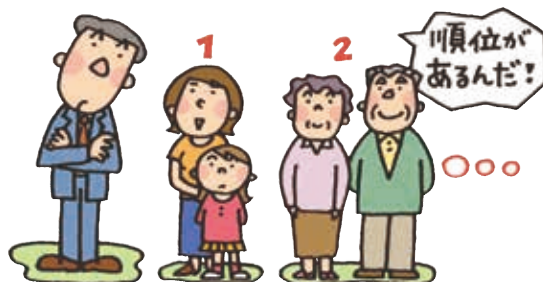
遺族厚生年金の支給対象となる遺族とは、死亡した方によって生計を維持されていた

①配偶者と子 ②父母 ③孫 ④祖父母

です(妻以外は年齢制限があります)。

先の順位の方が支給を受けたときは、後の順位の方は支給を受けることはできません。

※夫、父母、祖父母は死亡時に55歳以上であると対象になり、60歳未満の場合は原則として60歳に達してから支給されます。



会社員等(厚生年金加入者)の妻が受けられる遺族給付

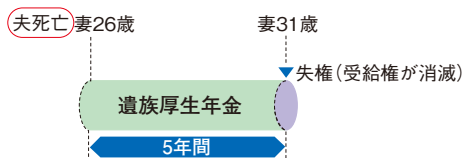
平成19年4月1日以後に遺族厚生年金の受給権を取得した方は、以下のように支給されます。

夫死亡時に30歳未満の妻の遺族給付

① 子※がいない30歳未満の妻の場合

遺族厚生年金が5年間の有期で支給されます。

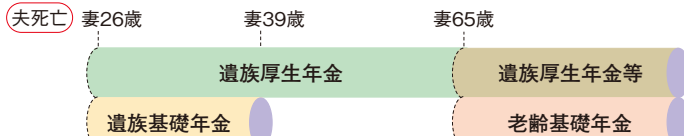
子がいなかった場合の給付例



② 子※がいる30歳未満の妻の場合

遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。

子がいる場合の給付例



▲ 失権(遺族基礎年金の受給権が消滅)

(注) ただし、30歳未満で遺族基礎年金の受給権が消滅する場合は、消滅した日から5年間経過すると遺族厚生年金も支給されなくなります。

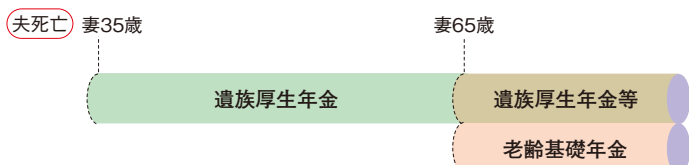
※「子」とは、「18歳到達年度末日までの子」か「20歳未満で国民年金法施行令の定める障害等級に該当する障害の状態にある子」をいいます。

夫死亡時に30歳以上40歳未満の妻の遺族給付

① 子※がいない30歳以上40歳未満の妻の場合

遺族厚生年金が支給されます。

子がいなかった場合の給付例



② 子※がいる30歳以上40歳未満の妻の場合

遺族厚生年金と遺族基礎年金が支給されます。

子がいる場合の給付例



▲ 失権(遺族基礎年金の受給権が消滅)

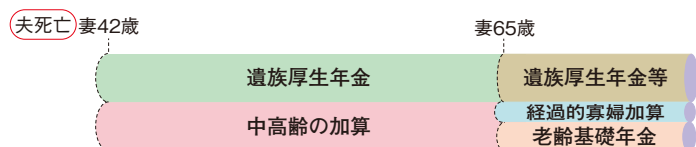
※「子」とは、「18歳到達年度末日までの子」か「20歳未満で国民年金法施行令の定める障害等級に該当する障害の状態にある子」をいいます。

夫死亡時に40歳以上の妻の遺族給付

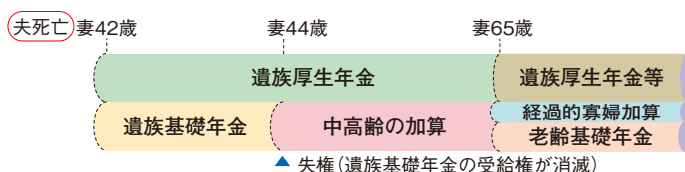
遺族厚生年金は亡くなった夫の厚生年金の被保険者期間が20年（中高齢の特例の場合は15～19年）以上ある場合、さらに中高齢の加算が加算されるようになります。中高齢の加算は65歳までの加算となりますが、昭和31年4月1日以前生まれの妻については、65歳以後、中高齢の加算の代わりに経過の寡婦加算が加算されます。

なお、夫が亡くなったことにより遺族基礎年金も支給されていた場合は、その遺族基礎年金が支給されなくなってから中高齢の加算が加算されるようになります。

子※がない場合の給付例



子※がいる場合の給付例



※「子」とは、「18歳到達年度末日までの子」か「20歳未満で国民年金法施行令の定める障害等級に該当する障害の状態にある子」をいいます。

夫の遺族厚生年金と妻の老齢基礎年金・老齢厚生年金の関係

65歳前の給付

遺族厚生年金を受け取っている妻が60歳になると、特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する場合があります。

この場合、65歳になるまでの間は2つの年金を同時に受給することができないため、夫の遺族厚生年金か、自分の特別支給の老齢厚生年金か、いずれか有利な方を選択し



65歳からの給付

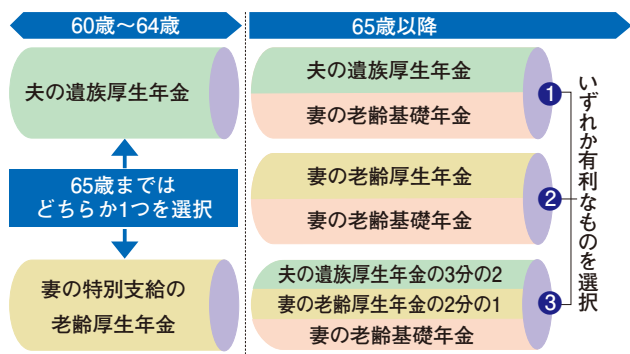
遺族厚生年金を受給している妻が65歳になると、自分の老齢基礎年金や老齢厚生年金が受給できるようになります。

平成19年3月以前に受給権が発生した方は①、②、③の3通りのなかからいずれか有利なものを選択します。

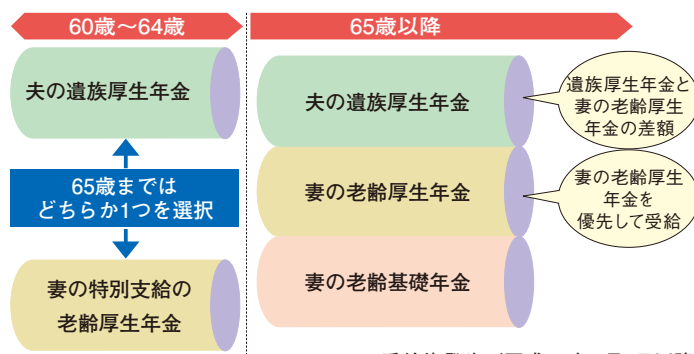
平成19年4月以降に受給権が発生した方も①、②、③の3通りのなかからいずれか有利なものを選択しますが、自分の老齢厚生年金を全額受給して、従来の制度で受給される額と自分の老齢厚生年金との差額が遺族厚生年金として支給されることになります。



～平成19年3月31日まで



平成19年4月1日以降変更



※受給権発生が平成19年4月1日以降

年金の併給調整

お問い合わせは
年金事務所へ

年金制度では、特別な場合を除いて
「一人一年金」を原則としています

2つ以上の年金を受給できる場合は、原則としてどれか1つの年金を選択しなくてはなりません。

しかし、例外として、年金の種類によっては2つ以上の年金を受給できる場合があります(併給といいます)。

下の表は、国民年金法と厚生年金保険法により支給される年金についての併給調整の組み合わせです。



			国民年金法					厚生年金保険法			
			老齢基礎年金		障害基礎年金	遺族基礎年金	寡婦年金	特別支給の老齢厚生年金	老齢厚生年金	障害厚生年金	遺族厚生年金
			65歳未満	65歳以上							
国民年金法	老齢基礎年金	65歳未満	—	—	★	★	寡婦失権	◎ (注1)	—	★	★
		65歳以上	—	—	★	★	—	—	◎	★	◎
	障害基礎年金		★	★	○	★	★	★	◎ (注2)	▲	◎ (注2)
	遺族基礎年金		★	★	★	★子のみ発生	★同一支給事由のみ発生	★	★	★	▲
	寡婦年金		寡婦失権	—	★	★同一支給事由のみ発生	—	★	—	★	★
厚生年金保険法	特別支給の老齢厚生年金		◎ (注1)	—	★	★	★	—	—	★	★
	老齢厚生年金		—	◎	◎ (注2)	★	—	—	—	★	◎ (注3)
	障害厚生年金		★	★	▲	★	★	★	★	◎★ (注6)	★
	遺族厚生年金		★	◎	◎ (注2)	▲	★	★	◎ (注3)	★	★別支給事由のみ発生
旧厚生年金保険法	(通算)老齢年金	65歳前	—	—	★	★	★	—	—	★	★
		65歳以後	—	—	★	★	—	—	—	★	◎★ (注5)
	障害年金		★	★	◎★ (注4)	★	★	★	★	◎★ (注6)	★
	遺族・通算遺族年金		★	◎	★	★	★	★	★	★	★

◎：併給される ★：どちらかを選択 ○：併合認定（前発失権）▲：同一支給事由は併給、他は選択。

(注1) 65歳前に老齢基礎年金の支給の繰上げをすると、60歳台前半の老齢厚生年金は、65歳になるまでは一部が支給停止される場合があります。

(注2) 65歳未満は選択、65歳以上は併給です。

(注3) 65歳未満は選択、65歳以上は併給ですが、遺族厚生年金は老齢厚生年金との差額等が支給されます。(28頁参照)

(注4) 旧法厚生年金の障害年金が2級以上の場合は併合認定され、旧法厚生年金の障害年金が3級の場合はいずれか一方を選択します。

(注5) 遺族厚生年金を選択した場合、(通算)老齢年金は、支給額の2分の1に該当する額のみ併給されます。

(注6) 基本的にどちらも2級以上である場合は併合認定され、その他はいずれか一方を選択します。

第3号被保険者と届出

原則、日本国内に住所があり、第2号被保険者(4頁参照)に扶養されている20歳以上60歳未満の妻(夫)を国民年金の「第3号被保険者」といいます。

お問い合わせは
年金事務所へ

第3号被保険者の届出はお済みですか？

●届出先は配偶者(第2号被保険者)の勤務先です。

厚生年金に加入している配偶者に扶養されていても、配偶者の勤務先を経由して日本年金機構に届出をしないと第3号被保険者に該当しません。

第3号被保険者であることをきちんと届出しておけば、該当している間は第1号被保険者が保険料を納めたときと同等の扱いになります。



こんなときには、届出を忘れずに！

配偶者の勤務先に届出をする場合

- ・会社などを退職して配偶者の扶養になったとき
- ・結婚して配偶者の扶養になったとき
- ・収入が減って配偶者の扶養になったとき
- ・配偶者が転職して会社を変ったとき

※健康保険の扶養になる手続きに併せて配偶者の勤務先に届出をしてください。

区役所国民年金係に届出をする場合

- ・配偶者が会社などを退職したとき
- ・離婚したとき
- ・収入が増えて、配偶者の扶養からはずれたとき など



ねんきん

INFORMATION

海外に同行する第3号被保険者の方は手続きが必要です

令和2年4月から、厚生年金加入者(第2号被保険者)に扶養されている第3号被保険者の認定要件に国内居住要件(住所を有する)が追加されました。

ただし、海外赴任に同行する家族等、国内居住要件の例外(海外特例)に該当する方は、配偶者の勤務先を経由して年金事務所に届出を行うことにより、第3号被保険者の認定が可能となります。

※詳しくは年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)

第1号被保険者への変更の届出もれについて

配偶者が会社を退職したときや、収入が増えて配偶者の扶養からはずれたときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への届出を行い、保険料を納めなければなりません。この届出が遅れると、2年より前の保険料を納めることができないため、保険料の未納期間が発生します。

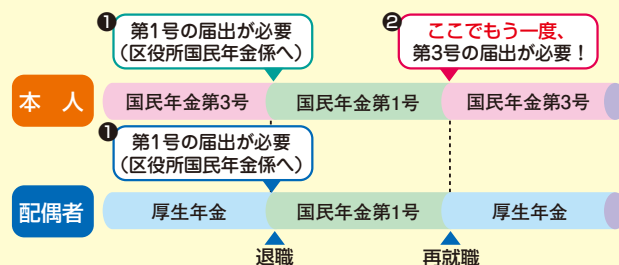
平成25年7月1日以降は、このような未納期間(昭和61年4月～平成25年6月に限る)も、年金事務所で手続きすることにより、受給資格期間(14頁参照)に算入できるようになっています。

※詳しくは年金事務所へお問い合わせください。(32頁参照)

第3号被保険者の届出もれが発生しやすいケース

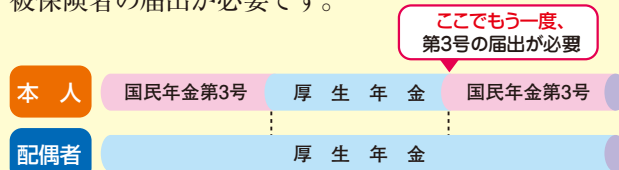
ケース1 夫(または妻)が転職などの際に、数日間、厚生年金等の空白期間が発生した

- ① 配偶者が会社を退職して再就職するまでに間がある場合は、配偶者・本人とも区役所国民年金係に第1号被保険者の届出が必要です。
- ② 配偶者が再就職した場合は、配偶者の勤務先を経由して日本年金機構に第3号被保険者の届出が必要です。



ケース2 本人が短期間のパート等で厚生年金に加入した

本人が厚生年金に短期間加入、またはパートで厚生年金に加入し、退職して配偶者に扶養されるようになったら、配偶者の勤務先を経由して日本年金機構に第3号被保険者の届出が必要です。



こんなときには、こんな手続きを

区役所国民年金係では取り扱いができない手続きもあります。必ず手続き先をご確認ください。
手続きによって必要な書類が異なりますので、事前に手続き先にお問い合わせください。

こんなとき	どうする	届出先
国民年金などの手続き		
20歳になったとき	国民年金に加入の届出をする	第1号被保険者(原則不要) ^(注1) → 区役所 ^(注3) 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先
会社を退職したとき	第1号被保険者の加入の届出をする (被扶養配偶者も同様)	区役所 ^(注3)
配偶者の扶養からはずれたとき	第1号被保険者の加入の届出をする	区役所 ^(注3)
結婚や退職等で配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者の加入の届出をする	配偶者の勤務先
配偶者が会社を変わったとき	第3号被保険者の届出をする	配偶者の新しい勤務先
年金手帳を紛失したとき 基礎年金番号通知書を紛失したとき	基礎年金番号通知書の再交付の申請をする	第1号被保険者 → 年金事務所 第2号被保険者 → 勤務先 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先または年金事務所
住所・氏名が変わったとき	住所・氏名変更の届出をする(原則不要) ^(注2)	第1号被保険者 → 区役所 第2号被保険者 → 勤務先 第3号被保険者 → 配偶者の勤務先または年金事務所
海外に居住するとき	任意加入の申出をする(国民年金に入る場合) 資格喪失の届出をする(国民年金をやめる場合)	国内に協力者がいる → 最終住所地の区役所 国内に協力者がいない → 年金事務所 [※] 区役所

※最終住所地を管轄する年金事務所(12頁参照)

保険料などの手続き		
出産する・したとき	産前産後免除の届出をする	区役所 ^(注3)
口座振替を開始・変更するとき	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書兼 還付金振込方法(変更)申出書を提出する	銀行(ゆうちょ銀行を含む)・農協・漁協・ 信用金庫・信用組合・労働金庫・年金事務所 ^(注3)
クレジットカード納付を 開始・変更するとき	国民年金保険料クレジットカード納付(変更) 申出書を提出する	年金事務所
納付書を紛失したとき	納付書の再発行を申し出る	年金事務所
保険料を納めるのが困難なとき	申請免除または納付猶予の申請をする	区役所・年金事務所 ^(注3)
学生で保険料を納めるのが困難なとき	学生納付特例の申請をする	区役所・年金事務所 ^(注3)
免除等を受けた期間の保険料を納めるとき	追納の申込をする	年金事務所
年金記録を確認するとき	加入記録や納付記録を調べる	年金事務所

年金などを受ける手続き		
種 類	請 求 先	
老齢基礎年金	第1号被保険者期間(任意加入被保険者期間を含む)のみ → 区役所 ^(注4) 第3号被保険者期間がある → 住所地を管轄する年金事務所 ^(注4)	
障害基礎年金	初診日が第1号被保険者期間中または20歳前など → 区役所 初診日が第3号被保険者期間中 → 住所地を管轄する年金事務所	
遺族基礎年金	死亡日が第1号被保険者期間中など → 区役所 死亡日が第3号被保険者期間中 → 住所地を管轄する年金事務所	
寡婦年金	区役所	
死亡一時金	区役所	

国民年金を受給している方の手続き			●お問い合わせは年金事務所へ
こんなとき	届 書 名	提 出 時 期	
引き続き年金を受けるとき	年金受給権者現況届(原則不要) ^(注2)	毎年誕生月の末日(必着)まで	
住所を変えたとき	年金受給権者住所変更届(原則不要) ^(注2)	14日以内	
年金の受取先の金融機関を変えるとき	年金受給権者受取機関変更届	そのつど	
年金を受けている方が死亡したとき	未支給年金・未支払給付金請求書、受給権者死亡届	14日以内	
2つ以上の年金が受けられるようになったとき	年金受給選択申出書	そのつど	

(注1) 20歳の誕生月の前々月以降に、海外から転入された方等は必要。(注2) マイナンバーが日本年金機構で確認できる方等は原則不要。

(注3) マイナポータルからも手続きを行うことができます。(3頁参照)

(注4) 老齢基礎年金の請求は、マイナポータルからでもできますが、請求する内容によっては電子申請ができない場合があります。

年金のお問い合わせ・ご相談は

インターネットサービス「ねんきんネット」

いつでもご自身の年金記録をインターネットで確認することができるサービスです。

「ねんきんネット」のサービス内容は、将来の年金額試算のほか、加入履歴、保険料納付状況などで、どの制度に加入したかが分かるようになっています。

ご利用には「ねんきんネット」への登録が必要です。「ねんきんネット」の登録には右記の2つの方法があります。

- マイナポータルとの連携
- ユーザIDの取得

「ねんきんネット」の登録方法については、日本年金機構ホームページをご確認ください。

「ねんきんネット」の登録は、こちらから！

ねんきんネット で 検索

インターネットのご利用の難しい方は

インターネットのご利用の難しい方は、年金事務所の窓口でも年金記録を確認することができます。
※ご本人であることが確認できる証明等を窓口で提示する必要があります。

年金相談に関する一般的なお問い合わせは「ねんきんダイヤル」



0570-05-1165

●050で始まる電話からは **03-6700-1165**

受付
時間

- 月 曜：午前8時30分～午後7時
- 火曜～金曜：午前8時30分～午後5時15分
- 第2土曜：午前9時30分～午後4時

※月曜が祝日の場合、翌日以降の平日初日午前8時30分～午後7時。
※土、日、祝日(第2土曜を除く)、12月29日～1月3日はご利用になれません。

来訪相談のご予約は「予約受付専用電話」



0570-05-4890

●050で始まる電話からは **03-6631-7521**

受付
時間

- 月～金曜：午前8時30分～午後5時15分

※土、日、祝日、12月29日～1月3日はご利用になれません。

ねんきん定期便・ねんきんネットに関するお問い合わせは「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」



0570-058-555

●050で始まる電話からは **03-6700-1144**

受付
時間

- 月 曜：午前8時30分～午後7時
- 火曜～金曜：午前8時30分～午後5時15分
- 第2土曜：午前9時30分～午後4時

※月曜が祝日の場合、翌日以降の平日初日午前8時30分～午後7時。
※土、日、祝日(第2土曜を除く)、12月29日～1月3日はご利用になれません。

年金の加入に関する一般的なお問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」

国民年金加入者向け



0570-003-004

●050で始まる電話からは **03-6630-2525**

事業所、厚生年金加入者向け



0570-007-123

●050で始まる電話からは **03-6837-2913**

受付
時間

- 月～金曜：午前8時30分～午後7時
- 第2土曜：午前9時30分～午後4時

※土、日、祝日(第2土曜を除く)、12月29日～1月3日はご利用になれません。

区役所国民年金係 管轄年金事務所など

区役所国民年金係 月～金曜 8:45～17:00 ※休日、12月29日～1月3日を除く 第2・4土曜 (休日の場合も開庁) 9:00～12:00	青葉区役所 電話 978-2331 FAX 978-2417 港北区役所 電話 540-2346 FAX 540-2355	神奈川区役所 電話 411-7121 FAX 411-7088 鶴見区役所 電話 510-1802 FAX 510-1898	中区役所 電話 224-8311 FAX 224-8309 西区役所 電話 320-8421 FAX 322-2183	旭区役所 電話 954-6131 FAX 954-5784 泉区役所 電話 800-2421 FAX 800-2512 栄区役所 電話 894-8420 FAX 895-0115 瀬谷区役所 電話 367-5721 FAX 362-2420 戸塚区役所 電話 866-8441 FAX 866-8419 保土ヶ谷区役所 電話 334-6332 FAX 334-6334	磯子区役所 電話 750-2421 FAX 750-2544 金沢区役所 電話 788-7831 FAX 788-0328 港南区役所 電話 847-8421 FAX 845-8413 南区役所 電話 341-1129 FAX 341-1131
	都筑区役所 電話 948-2331 FAX 948-2339 緑区役所 電話 930-2337 FAX 930-2347				
管轄年金事務所 月曜(休日の場合は翌日) 8:30～19:00 火～金曜 8:30～17:15 ※休日、12月29日～1月3日を除く 第2土曜(休日の場合も開庁) 9:30～16:00	港北年金事務所 電話 546-8888 FAX 546-8880	鶴見年金事務所 電話 521-2641 FAX 504-5600	横浜中年金事務所 電話 641-7501 FAX 641-7578	横浜西年金事務所 電話 820-6655 FAX 825-4381	横浜南年金事務所 電話 742-5511 FAX 714-7250

※年金事務所は開庁の延長・休日の相談を行っている場合があります。詳しくは各年金事務所へお問い合わせください。

ねんきんサテライト青葉台(港北年金事務所青葉台分室) 青葉区つつじが丘36-10 第8進栄ビル1階 ※電話・FAXによる相談は行っていません。
月～金曜8:30～17:15(休日、12月29日～1月3日を除く) ※週初の開所日における時間延長および第2土曜日の受付は行っていません。

街角の年金相談センター横浜(来所のみ)

西区高島2-19-12 スカイビル18F

街角の年金相談センター戸塚(来所のみ)

戸塚区上倉田町498-11 第五吉本ビル3F

街角の年金相談センター新横浜(来所のみ)

港北区新横浜2-5-10 楓第2ビル3F

月曜(休日の場合は翌日) 8:30～19:00 火～金曜 8:30～17:15(休日、12月29日～1月3日を除く)
第2土曜(休日の場合も開庁) 9:30～16:00

平日(月～金曜) 8:30～17:15
(土曜、祝日、12月29日～1月3日を除く)